

# 政策資料

No.296 《復刊191号》  
1991年5月1日

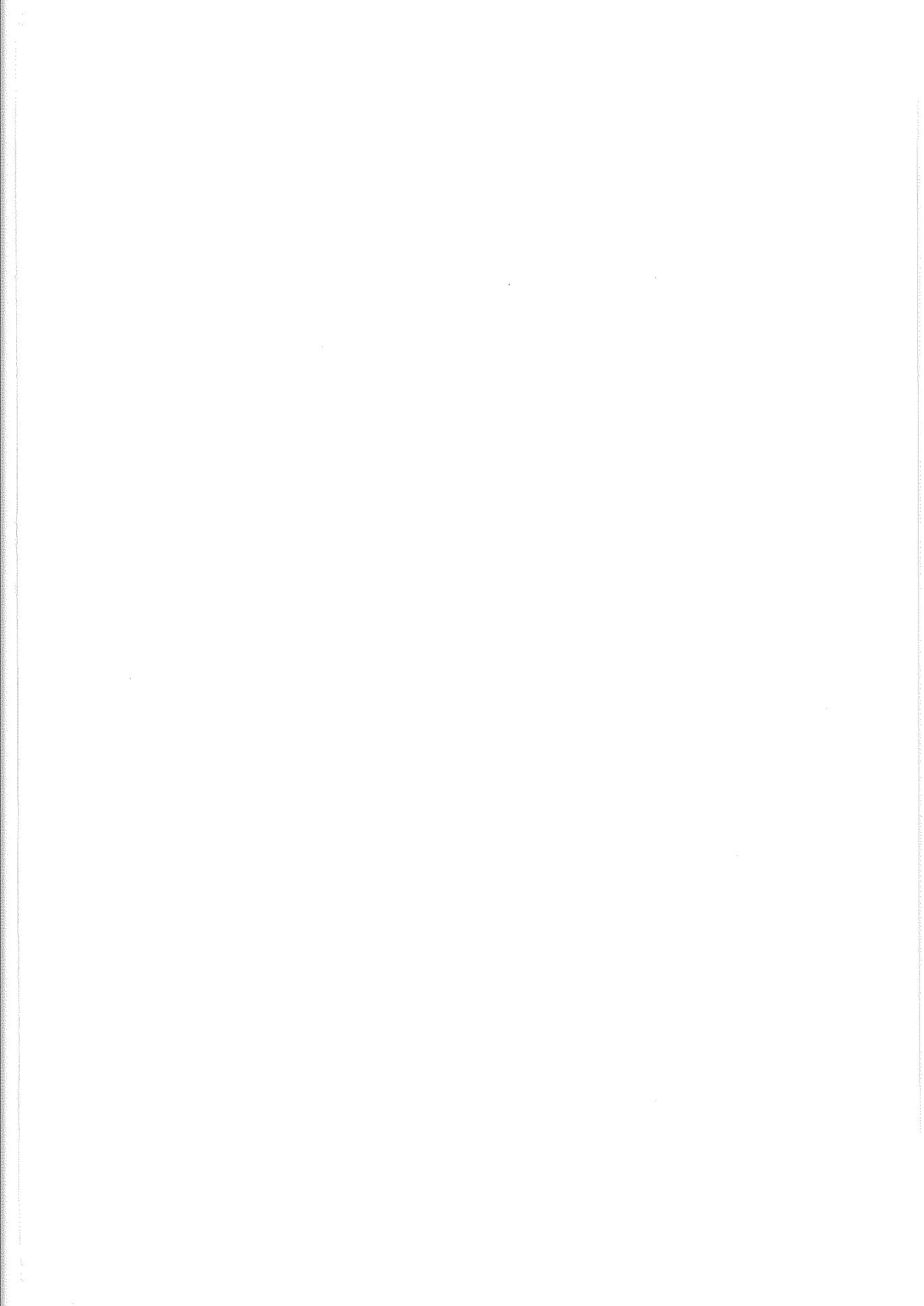
巻頭言 ..... 上原康助 ..... 1

## 〈特集〉統一自治体選挙政策・声明

○ 声明（都道府県知事選）	2
○ 国民合意の日本外交を（福岡）	3
○ ゆとりある住生活をめざして	4
○ これ以上の自然破壊は許せない（仙台）	6
○ 廃棄物関係法案の提出にあたって	7
○ 国際連合平和維持活動等に対する協力 に関する法律案骨子	9
○ 告示日に当たって（談話）	12
○ 国際平和創造活動の強化と国連改革に ついて（帯広）	13
○ 人が住み、働く中山間地域対策の推 進（岩手）	14
○ 高齢化に伴う保健医療福祉マンパワー 確保のための緊急法制化の提唱	15
○ 地域に根ざす「街づくり」の提案 (松山)	16
○ 投票日に当たって	17
○ 党声明	18

## 〈資料〉

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に 関する法律の一部を改正する法律案要 綱・提案理由説明 ※法律新旧対照表	20
○ 廃棄物の適正処理等に関する法律案要 綱	29
○ 「資源及びエネルギーの有効利用によ る環境保全型経済社会形成促進法案」 の提案理由説明・法案	32
○ 美浜原発事故の問題点（中間報告）	39
○ 1991年度畜産物価格ならびに政策確立 ・繭糸価格決定に関する申入れ	43
○ 1991年度政府予算案の衆議院通過に當 たって（談話）	45
○ 暫定予算について（談話）	46
○ 借地借家法等に対する態度・参考資料	46
○ 住宅基本法案要綱	64
○ 日本国との平和条約の規定に基づき日 本の国籍を離脱するとされた者等につ いての出入国管理特別法（仮称）法律 案要綱	67





## 憲法の理念を世界に

上原康助

政策審議会副会長

べき姿とは、再び軍隊を海外に派兵するのでなしに、憲法の理念を世界に普遍化させ、「非軍事」に徹するのが国是であることを、もう一度全世界に宣言することが必要となっている。

同時に湾岸危機・戦争のよう

事態に際し、「一国平和主義」と

いうややもすれば世間受けする批

判に対し、憲法理念の実現をめざす説得力ある具体的な対案の提起

が求められている。

戦後四四回目の憲法記念日がめぐってくる。

憲法施行四四周年を迎えて、わが党の先達や党員らによって懸命に護りつづけられてきた「憲法九条」が、今日ほどなし崩しにされようとしているときはない。

さらには、日米制服組によつて「ガイドライン」に基づく中東有事を想定した日米共同作戦計画の研究に着手するという（『日経』三月二五日）恐るべき事態に至っている。

「日本は二度と軍隊を海外に派兵しない」という憲法の根幹が突き崩されようとしているのである。憲法改正を要しない「特例政令」なるもので自衛隊海外派遣という連了。

この臨時国会における「国連平和協力法案」の提起を皮きりに、今年に入っての九〇億ドル支援、「特例政令」による自衛隊機海外派遣あるいは掃海艇派遣の動き等々である。

訓さえ葬り去ろうとしている。

日本の「国際平和協力」のある

べき姿とは、再び軍隊を海外に派

兵するのでなしに、憲法の理念を

世界に普遍化させ、「非軍事」に

徹するのが国是であることを、も

う一度全世界に宣言することが必

要となっている。

同時に湾岸危機・戦争のよう

事態に際し、「一国平和主義」と

いうややもすれば世間受けする批

判に対し、憲法理念の実現をめざす説得力ある具体的な対案の提起

が求められている。

統一自治体選挙・前半戦の敗北

を聴きながらこの拙文を書いてい

るが、選挙敗因として上げられる

ものの中、われわれの「政策」

が無縁であろうはずがない。肝要

なことは「国際貢献策」を考える

場合においても、平和憲法を基本

に、より多くの国民の共感を得る

政策をタイミングよく提起し、行

動することである。

大胆かつ柔軟な政策展開によつ

て、難局を開いていく必要があ

る。

（うえはらこうすけ・衆議院議員）

# 特集

## 統一自治体選挙政策・声明

一九九一・三・一八

### 声明

#### 日本社会党

問題であり、今回の選挙は、この自民党流政治をこれからも許すのか、否かの大切な選択である。

一、わが党は、地域住民の生活実感に立った要求をしっかりととめ、生活者に身近な政治・行政を作り上げるため、住民とともに参加・分権・自治の実現に努める。

一、本日、第一二回統一自治体選挙の前半戦である都道府県知事選挙が告示された。この選挙は、九〇年代日本の自治体政治のあり方を決める重要な選挙であり、わが党は、首都東京をはじめ、北海道、岩手、神奈川、大阪、福岡等の知事選挙に勝ち抜くために全力をあげる。とりわけ保守分裂のもとで戦われる首都東京の知事選挙の全国に及ぼす影響は多大であり、「にんげん都市・東京」の実現を都民に訴え、勝利のために全党が一体となって力のかぎりをつくす。

一、今回の統一自治体選挙は地域と生活に根ざした豊かな個性と創造的な自治を築き上

げるうえで、きわめて大きな意義をもつている。

わが党は①清潔な政治の実現、②安心できる福祉社会の創造、③豊かな社会のための公共投資、④格差のない住みよい国土、

⑤自然と人間の共生などをかけて、市民・住民の参加による自治の発展をはかる。

一、今日、地域住民は、リゾート開発による環境破壊をはじめ、ゴミ問題、老後の不安、土地・住宅問題、子供の教育、サラリーマンの過労死、過密・過疎などの緊急な解決をもとめている。これらはいずれも、自民党流政治によってないがしろにされてきた



## 国民合意の日本外交を

日本社会党

委員長 土井たか子

一、今回の統一自治体選挙においては争点が曖昧であると言われている。しかし、私は、

今回ほど地方自治というものが問われていなかった選挙はなく、民主主義と地方自治にとって、六〇年代後半からの第一期革新自治体運動以来の重大な意義を持つ選挙であると考える。それは、例えば税制や政治改革、中東湾岸戦争に示されているような、国民の合意なき政策を推し進めるのか、それとも住民の発意と参加、自治体の自主、創造性に基づく政治の流れを選択するのかが問われているからである。

一、こうした基本的な争点にたって具体的な政策面では、地方政府としての自治体政治を含め国民が求めていいる政治浄化、参加・公開・分権に基づく民主的な政治への改革はどうあるべきかが問われているといわなければならない。そこでは財政と権限の地方への委譲はいうまでもなく情報公開、オブズマン制度、環境アセスメント、政治

示するのか、どうかが今回の選挙で問われているということである。

一、私は、九〇年代の国際化時代に対応する基盤は、地域と住民を大切にする政治、地方自治と地域の個性を育てる政治の創造にあると考える。こうした立場にたって、わが党は各党が候補者をしほる傾向の中で、現有議席の三割増の候補者を擁立して自治と参加を豊かなものとすることをめざしている。

私は、以上を前提として、地域と住民に根ざした国民の合意に基づく日本外交を形成していくなければならないと考える。

一、自治体を中心とする民際外交は、東西緊張・冷戦時代にあっても積極的に展開してきた。わが党の平和憲法に基づく安保・外交政策は、それらの民際外交をも反映したものであり、その意味では、国民的な合意の基礎となりうると思う。

今回、中東平和復興代表団を国連機関その他に派遣し、わが党の中東平和復興政策を訴え、大きな評価をうけた。その成果に立って、党は、政府にたいし、湾岸救援復興のための国際貢献策を申し入れたところである。また、明後日の幹部会で、国際平和協力法案（骨子）を決定することにして

地域住民にはこうした政府の政治姿勢を指

一、私は、湾岸戦争後の世界は「力の論理」

一九九一・三・一五

## ゆとりある住生活をめざして

——住宅基本法案の提出に当たつて——

に立った大国の霸権という旧秩序への回帰であつてはならないと思う。新しい国際秩序の理念は、自由、公正、平等、正義、人権の尊重を基本とし、恒久平和、公正な富の再配分にある。これを実現していくためには、国連が、平和と安全保障、開発・環境、民主主義と人権について、新たな機能を果たすことのできる、改革・強化が必要である。

このために、国際社会の新たな動きに対応して、ニューゴーク連への改革について、国連結成時に匹敵する国際会議を開催することを提唱する。これに向けて、国連の紛争の予知、予防機能の強化、地球環境への対応、PMOのための事務総長の権限強化、安全保障理事会の構成や、拒否権の見直し、地球の統治に関する国際委員会の設置、「敵国条項」の撤廃などについて検討する時期に入ったと思う。そのため、日本は積極的なイニシアチブを発揮すべきである。

一、こうした新しい世界秩序を創造するには、国と国、政府と政府の関係だけでなく、地方自治体の直接的関与や、民衆レベルの相互理解と友好・連帯の促進、NGOの活動など活発にする必要がある。

これを踏まえて私は、平和国家日本の包括的な国際的貢献の在り方について、国民的合意の形成をめざした全政党・全会派の

一、統一自治体選挙は、まず、一三の都道府県で知事選がスタートした。激戦の東京をはじめ、大阪、神奈川などの大都市では、住宅問題が大きな争点となっている。東京の大原みつおり候補も「今後一〇年間に公的住宅を中心に七五万戸の建設」を政策の中心課題に据えて闘いを進めているところである。一九八六年以来の地下の高騰によって大都市とその周辺では、サラリーマンは一生働いても家を持つことは不可能になつた。経済大国といわれながら「最低居住水準」（四人世帯で三DK・五〇平方メートル）以下の住宅が、公共住宅においても二七・五%も占めている。こうした歪みは、全住宅ストックに占める公共住宅のシェアが約七%に過ぎず、西欧諸国に比べて極端に低いという、政府の持ち家住宅偏重政策にその大きな原因がある。

一、より具体的には、従来の住宅政策の手法を根本的に転換し、住宅建設計画は国民に最も身近な自治体である市区町村からのボトム・アップ（積み上げ）方式で作成するものとする。最低居住水準以下の住宅をできるだけ早期に改善するとともに、公共賃貸住宅の占める割合を最低二〇%とするこ

とを当面の基本目標とする。

日本社会党

一、こうした目標を実現するため、日本社会は從來の自助努力依存の住宅政策を転換し、「國民が必要とする住宅を提供する」とは、「國の責任である」との原則にたって、公共賃貸住宅の大量供給を柱とする大胆な住宅政策を提起し、この政策を実現するため「住宅基本法案」を參議院に提出して、その実現に全力をあげる。

#### 住宅基本法案の骨格と政策目標

1. 「平均床面積を一〇〇平米に」国は国民の適正な住居水準を確保するため、居住水準を定める。居住水準は最低限確保されるべき水準（最低居住水準）と、住宅に関する施策の目標となるべき水準（誘導居住水準）を定める。さらに、誘導居住水準については、都市型と、その他の一般型居住水準の一一本立てとする。居住水準の内容としては、居住室数、住宅設備、住宅規模等について、具体的な水準を定める。
2. 「居住環境水準」国は良好な住環境を確

保するため居住水準とは別に、居住環境水準を定めるものとする。居住環境水準についても、最低限の基礎水準と誘導水準の二本立てとする。全国的な水準のほか、地方公共団体も、その地域の特性等に応じて、独自に水準を設定できる。居住環境水準の内容は災害に対する安全性、日照、採光、通風、騒音、振動、悪臭、住宅の密集度その他について具体的に定める。

3. 「住居費負担は収入の一五%までに」国は国民の負担能力に応じた適正負担の水準を定めなければならない。この水準は世帯総収入の一五%とする。国及び地方公共団体は適正負担水準を超える住居費の負担を余儀なくされ、特に援助を必要とする世帯にたいし、家賃補助などの援助を行うことができる。

#### 4. 「住宅供給計画はボトム・アップ方式で」

- 国及び都道府県はそれぞれ五ヵ年ごとに、「全国住宅供給計画」及び「都道府県住宅供給計画」を定めるものとする。この計画は市区町村からのボトム・アップ方式によって作成する。この際「住宅に関する調査の概要」及び住宅政策審議会の意見を反映させることとする。必要に応じて市区町村も「市区町村住宅供給実施計画」を作成する。「住宅供給計画」には、住宅供給の目標量、住宅環境の整備方針などとともに、

国と地方公共団体等が供給する公共住宅の量などを盛り込む。

国は「全国住宅供給計画」に基づき、都道府県及び市区町村の住宅供給計画に対する財政的支援措置も含め、計画の達成に責任を負うものとする。国は毎年一回、「全國計画」と「都道府県計画」の達成状況について、国会に報告する。

宅地についても、住宅に準じて供給計画を作成する。

各自治体は、地域の特性に応じた独自の住宅政策を実施するため、住宅条例を制定することができる。

#### 5. 「公共賃貸住宅を一〇%に」

国と地方公共団体は、世帯向け賃貸住宅の供給に重点的に取り組むこととし、ヨーロッパなどの経験から全住宅の居住水準や家賃水準などに現実的な影響を与える水準である、全住宅戸数の二〇%を目標に、今後段階的に公共賃貸住宅の供給量を引き上げていくものとする。

公共賃貸住宅の供給のため、地方公共団体は国公有地（旧国鉄用地を含む）の優先的使用を認められる。最低居住水準以下の公共賃貸住宅の建て替えを積極的に推進する。

公共住宅の入居者選定に当たっては、入居希望者登録制度を採用するとともに、高

齢者等については、優遇措置を講じる。入居者の転勤、家族構成の変化等に対応して、容易に住み替えができるよう、措置する。

6. [大都市地域における公共賃貸住宅の供給拡大策] 東京都をはじめ、住宅事情が特にひっ迫している大都市地域においては、民間賃貸住宅を借り上げて、公共賃貸住宅として供給する「借り上げ公共賃貸住宅制度」を創設・拡充する。

また、大都市都心部での住機能回復のためにも、商業地域などで、まだ使われていない容積率（空き容積率）の一部を買い上げたり、借り上げたりして公共賃貸住宅を供給する必要があり、国はそのための補助・援助をする。

7. [持ち家住宅に対する援助策] 国及び地方公共団体は、自らの居住のため住宅を必要とするものにたいして、財政、金融上の優遇措置をはじめ、必要な援助措置を実施する。
8. [民間賃貸住宅に対する援助等] 良好的な民間賃貸住宅の供給を促進するため、税制・金融上の優遇措置、公的資金による援助、法制上の施策などを行なうとともに、借家人の選定、家賃等について、適切な助言などをを行うものとする。

9. [住宅情報センターの設置] 都道府県や政令指定都市等に、住宅に関する情報の提

供、相談、広報、教育などをを行う「住宅情報センター」を設置する。

一九九一・三・二六（仙台）

## これ以上の自然破壊は許せない

——リゾート法改正案の提出にあたって——

日本社会党  
委員長 土井たか子

勤労者の余暇利用を促進するはずのリゾート法は、四年を経た今日、全国的な環境破壊とゴルフ場の集中的開発にみられるように、地域住民の声や利用者の要望なども無視して、もっぱら企業側の用地買収や利益優先を主目的とした事業となっている。

この法律は、中曾根内閣当時の「プラザ合意」(G5)による内需拡大→地方活性化→民

活推進→規制緩和という成長促進政策の一環

として打ち出されたもので、この法律の施行

(一九八七年)後、開発の基本構想が承認さ

れたのが二七道府県、承認が予定されている

のを含めると四四道府県、その総面積が七万

二千平方キロメートルで、国土面積の約二〇

%に達するという驚くべき数字になっている。

さらにその広大な開発面積の中核が農薬

(3) 同条「基本方針」に自然公園法および自然環境保全法による開発規制区域でのリゾート開発を排除する。

(4) 第四、第五の両条に「環境影響評価指針」(アセスメント)の条項を新たに起こし、開発申請地域の当該自治体住民等からの規制をルール化する。

(5) 農地や国有林での乱開発を規制するため、第一四条(農地法等による配慮)第一五条(国有林野の活用等)を削除する、などである。

①の「ゴルフ場を除く」は、リゾート法による税財政面での開発推進・優遇措置をほどこす事業からは除外することで、法による助成、支援のない民間事業によるゴルフ場開発はこの限りでない。この法改正によつて、自然破壊の防止とゴルフ場の乱開発は大きく規制されるものと考える。

なお、社会党は、このような法改正を行うとともに、今後は労働時間の短縮をはじめ休祝日の拡大、宿泊等低料金と長期滞在型など勤労者にゆとりある総合的な余暇利用計画の確立に努力する。

(資料参照)

一九九一・三・二七

## 廃棄物関係法案の提出にあたつて

日本社会党

一、三法案の対置と「市民と企業の廃棄物減量化対策協議会」の設置

係委員会による連合審査と、自治体・市民・企業など参考人による意見陳述を実現するとともに、関係企業と消費者・市民運動のリーダーに協力して継続的な「市民と企業の廃棄物減量化対策協議会」を設置することとする。

二、資源及びエネルギーの有効利用による環境保全型経済社会形成促進法(環境保全型社会基本法)の要旨

社会党は、このほど「資源及びエネルギー」の有効利用による環境保全型経済社会形成促進法案」と「廃棄物の適正処理に関する法律案」の二法案を完成させ、いずれも四月初めには参議院に提出するため、他の野党に共同提案の検討をお願いした。また、自治体によるゴミ発電を促進するための「電気事業法改正案」も四月中にできあがり、衆議院に提出する。他方政府はこの国会に「再生資源の利用促進法案」(通産省)と「廃棄物の處理及清掃に関する法律改正案」(厚生省)を提案している。しかしこれらは現行法よりも前進的ではあるが、環境保全機能の視点が弱いことや、当初の構想が関係業界の意向で後退させられたことなど、多くの課題を残している。これら政府案に加えてわれわれの法案の審議が実りあるものになるよう、国会では関

(1) 謙めさせられた環境庁 環境庁は「環境保全のための循環型社会システム検討会報告書」に基づいて、法律案を作成し今国会に提出する予定であった。ところが産業界や通産省の反対にあって環境庁はそれを諦めてしまった。しかし公害や環境破壊をもたらすことなく危険な廃棄物が適正に処理されたり、すべての再生資源が適切に利用されるようになるためには「環境保全型経済社会形成」を促進する基本法の制定が必要不可欠である。

(2) リサイクルだけでは不十分 我々は、

単にリサイクルの促進を主目的とした環境庁の「検討委員会報告書」もまだ不十分である

と考える。資源とエネルギーとを経済社会全

体として最も効率よく有益に、しかも環境に

対する負荷を最小にするかたちで利用するシ

ステムを形成することが、必要な時代になつ

ている。例えば、自動車や電気機器など大型

耐久消費材については、分解処理、再資源化

が容易になるような構造に改善するばかりで

なく、燃費効率の向上や排出ガス浄化装置の

取付け、改善を最優先して、モデルチエイン

ジまでの期間を今日の二～三倍程度に延長す

るとともに、旧式のものにも部品は十分に提

供するように改めること、むやみに買い替え

を促すような広告・宣伝は自肅させることが

(3) リサイクル利用の基本 どんな物でも

容易に廃棄処分しないで、可能な限り再利用又は再生利用するようにし、それが不可能な

ものでも可燃物であれば、有害ガスを排出しない様式により発電や熱供給の燃料として活用することが必要である。

(4) エネルギー効率のアップと更新性エネ

ルギーエネルギー効率をあげるには、熱効率が八〇%にも達するコ・ジェネレーション

(熱と電力の併給システム) をあらゆる分野で推進する。汲めども尽きない更新性エネル

ギーとして、電卓からソーラーカーや自家発

電にまで開発が進んできた太陽光発電は将来の柱として大いに推進する必要がある。

(5) 法律の背骨 これが実現できるように、

政府は環境庁に新たに置かれる審議会の意見

を聴いて、必要な事項について基本計画と施

策を策定し、実施すること、自治体はそれに

基づいて地方計画等を策定し実施することと

### 三、廃棄物適正処理法案の要旨

(1) 適正処理困難物の製造者等による回収責任

政府案は、厚生大臣が適正処理困難物と指定するものに限って、製造業者等に市町村長から回収等の協力(義務ではない)を求めることができるのみとしたため、それ以外の廃棄物については協力要請することすら、

かえつて困難になった。社会党案は、回収と再生利用を製造業者等の努力義務とした上で、

有害物、危険物、自動車・家電製品その他粗大などによる処理困難な製品については、製造業者等が回収しなければならないこととした。

(4) 廃棄物の再資源化の促進 再資源化は、

価格の変動などで不安定となるため、公的セ

クターが必要になる。しかし政府案は、一九八七年度から予算の補助対象となつた市町村

リサイクルプラザを法定しなかつた。社会党

案は市町村によるリサイクルセンター設置の義務化、再資源化施設への国庫補助の導入などを

(2) 不法投棄防止のための効果的な施策

産廃処理業者による不法投棄が続発し、投棄者を特定できないか、倒産等により姿を消す

(マニフェスト方式) を爆発性・毒性・感染性などのごく一部の廃棄物に限ってしか適用

しないため、建設廃材などの不法投棄を防ぐことはできない。社会党案は、すべての産業

廃棄物にマニフェスト方式を適用することとし、また不法投棄者が不明・不在のため都道府県が原状回復に向けて代執行した場合、排

出事業者にその費用を負担させるようとした。

(3) 国・都道府県による産廃処理の受託業者

政府案は、第三セクターを各県に一つ指定して産業廃棄物の処理等を行わせるという。しかし自治体の第三セクターへの関与は、五〇%以上出資しないと監督権を確保できないなど、責任の所在もあいまいになる。社会党案は、公害防止事業団を公害防止・産業廃棄物処理事業団に拡充し、都道府県と協議して広域的な事業も推進する。

(4) 廃棄物の再資源化の促進 再資源化は、

価格の変動などで不安定となるため、公的セ

クターが必要になる。しかし政府案は、一九八七年度から予算の補助対象となつた市町村

リサイクルセンターを法定しなかつた。社会党

案は市町村によるリサイクルセンター設置の

義務化、再資源化施設への国庫補助の導入などを

(5) 処理施設の環境管理の徹底 廃棄物処

分場跡地に於ける環境・安全管理には問題が多い。社会党案は、処理施設を許可性とする

だけでなく、設置者による環境アセスメントの実施義務、知事の災害防止措置命令、国立公園等における産廃施設の設置制限を定めている。特定の有害産廃については処分場に持ち込ませず、排出事業者自らそれを保管しなければならないこととし、それを生まない代替工程の開発促進をはかっている。

#### 四、電気事業法改正案の要旨

##### (1) ゴミ発電の有効性 「ゴミ発電」は、

再生・再利用の困難な可燃性廃棄物の有効活用と減量に最も有望である。全国で現在約千九百カ所あるゴミ焼却工場のうち約百カ所で発電が実施されているにすぎない。最新の二万KW規模の設備では発電電力の八割を外部に供給することが可能となる。特に都市部では夏場などの電源供給確保にも寄与できる。

##### (2) 余剰電力買取りの義務化 現行電気事業法には、ゴミ発電の余剰電力にたいする電力会社による買取りの義務規定がなく、自治体と電力会社の個別契約になつていているため、買取り単価が低く抑えられ、普及が遅れてい

る。したがつて自治体等の運営する廃棄物利用自家発電で一定の技術水準を満たす余剰電力は、適正な価格で電力会社が買い取るものとする。

##### (3) 自治体への助成 国は自治体等のゴミ

発電に、現在ゴミ焼却工場の自家消費相当分の設備までしか助成していないが、改正案で等において助成するものとする。

一九九一・三・二九

## 国際連合平和維持活動等に対する法律案骨子

日本社会党

### 第一 目的

この法律は、日本国憲法の平和主義及び国際協調主義の理念にのつとり、国際の平

和及び安全の維持のために国際連合が行う決議を受けて行われる国際連合平和維持活動その他の活動（武力により威嚇する活動及び武力の行使を伴う活動を除く。）及び紛争により被害を受けた住民等に対する人道的な立場から行う救援のための活動に対し、国際連合等の要請を受けて適切かつ迅速に協力を<sup>1</sup>行うため、国際平和協力の原則、

### 第二 國際平和協力の原則

国際の平和及び安全の維持のための活動等に対し我が国が行う協力は、次に掲げる原則に従うものとする。

一 関係国が我が国の協力を受け入れること。

二 関係国の内政に干渉しないこと。

三 紛争に対し中立的な立場を維持すること。

### 第三 定義

この法律において、次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

一 國際の平和及び安全の維持のための活動等 國際の平和及び安全の維持のための国際連合が行う決議（以下「国連決議」

は、どんなに大きな規模でも資金と事業計画等において助成するものとする。

という。）に基づき、若しくは国連決議

の実効性を確保するため、国際連合その

他の国際機関若しくは国際連合加盟国そ

の他の国が行う活動（武力により威嚇す

る活動及び武力の行使を伴う活動を除く。）

又は紛争により被害を受けた住民等に対

する人道的な立場から行う救援のため国

際機関または各国が行う活動をいう。

二 海外派遣 国際平和協力隊を外国にお

いて第四に掲げる平和協力活動に従事さ

ること（我が国と外国との間の輸送の

活動に従事させることを含む。）をいう。

三 物資協力 国際の平和及び安全の維持

のための活動等を行っている国際連合そ

の他の国際機関又は国際連合加盟国そ

の他の国（以下「国際連合等」という。）

に対して、その活動に必要な物品を無償

又は時価よりも低い対価で譲渡すること

をいう。

四 外國 我が国以外の領域（公海を含む。）

をいう。

第五 関係行政機関 別表に掲げる行政機関

をいう。

第四 平和協力活動

国は、国際の平和及び安全の維持のため

の活動等に係る次に掲げる活動（以下「平

和協力活動」という。）を行う。

一 紛争終了後の暫定政府等の行政事務に

## 関する助言又は指導

二 紛争終了後の議会の選挙、住民投票等

の監視又は管理

三 医療活動（防疫活動を含む。）

四 紛争によって被害を受けた住民等の救援のための活動

五 紛争によって生じた被害の復旧のための活動

六 物資協力に係る物品の輸送その他の輸送、通信又は機械器具（物資協力に係る物品を含む。）の据付け、検査若しくは修理

七 一から六までに掲げる活動に類するものとして政令で定めるもの

第五 国際平和協力隊の任務

一 國際平和協力隊は、平和協力活動を行うことを任務とする。

第六 国際平和協力隊の構成

一 國際平和協力隊は、次に掲げる者（自衛官及び予備自衛官である者を除く。）をもつて構成する。

二 國際平和協力隊の規模及び構成

イ 海外派遣に係る平和協力活動の内容

ロ 海外派遣が行われる外国

ハ 海外派遣の期間

三 一及び二に掲げるもののほか、当該平和協力活動の実施に関する重要事項

ホ その他海外派遣に関する重要事項

ミ 一及び二に掲げるもののほか、当該平和協力活動の実施に関する重要事項

キ 外務大臣は、実施計画の案を作成する場合には関係行政機関の長及び国家公安委員會と協議しなければならない。

ク 1及び3は、実施計画の変更について準用する。

第五 外務大臣は、実施計画の変更について準用する。

第六 地方公共団体の職員

一 一から三までに掲げる者のほか、機構

に対しても国際平和協力隊への参加を申し出ている者

## 第七 実施計画

1 外務大臣は、国際連合等から平和協力活動についての要請があつた場合において、

第一の目的を達成するため海外派遣その他の平和協力活動の実施が適当であると認めるとときは、当該要請の内容を勘案して、平和協力活動実施計画（以下「実施計画」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。

2 実施計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 当該平和協力活動の実施に関する基本方針

二 國際平和協力隊の設置その他海外派遣に関する次に掲げる事項

イ 海外派遣に係る平和協力活動の内容

ロ 海外派遣が行われる外国

ハ 海外派遣の期間

三 一及び二に掲げるもののほか、当該平和協力活動の実施に関する重要事項

ホ その他海外派遣に関する重要事項

ミ 一及び二に掲げるもののほか、当該平和協力活動の実施に関する重要事項

キ 外務大臣は、実施計画の案を作成する場合には関係行政機関の長及び国家公安委員會と協議しなければならない。

ク 1及び3は、実施計画の変更について準用する。

第五 外務大臣は、実施計画の変更について準用する。

第六 地方公共団体の職員

一 一から三までに掲げる者のほか、機構

に対しても国際平和協力隊への参加を申し出ている者

第七 地方公共団体の職員

一 一から三までに掲げる者のほか、機構

に対しても国際平和協力隊への参加を申し出ている者

第八 國際平和協力隊の海外派遣

- 1 外務大臣は、機構に対し、実施計画に従つて国際平和協力隊の海外派遣を行うよう命ずることができる。
- 2 海外派遣に係る国際平和協力隊は、外務大臣の指定する在外公館と連絡を保ちつゝ平和協力活動を行うものとする。
- 第九 機構、関係行政機関等の措置
- 1 外務大臣は、機構に対し、平和協力活動を実施するため必要な技術、能力等を有する職員に平和協力活動を行わせるよう指示することができる。
- 2 機構は、1の指示があつたときは、1の職員に該当する職員に期間を定めて平和協力活動を行わせるものとする。
- 3 機構は、外務大臣から機構に平和協力隊への参加を申し出ている者のうちから必要な技術、能力等を有している者を国際平和協力隊へ参加させるよう指示があつたときは、当該技術、能力等を有している者に対し、国際平和協力隊へ参加することを委嘱する。
- 4 外務大臣は、関係行政機関の長に対し、平和協力活動を実施するため必要な技術、能力等を有する職員に平和協力活動を行わせるよう要請することができる。
- 5 関係行政機関の長は、4の要請があつたときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、4の職員に該当する職員に期

- 間を定めて平和協力活動を行わせることができることがある。
- 6 外務大臣は、地方公共団体に対し、平和協力活動を実施するため必要な技術、能力等を有する職員（都道府県警察の職員を除く。）に平和協力活動を行わせるよう要請することができる。
- 7 地方公共団体は、6の要請があつたときは、その事務に支障を生じない限度において、6の職員に該当する職員に期間を定めて平和協力活動を行わせることができる。
- 8 国家公安委員会は、外務大臣から平和協力活動を実施するため要請があつたときは、都道府県警察に対し、その職員に平和協力活動を行わせるよう指示することができる。
- 9 都道府県警察は、8の指示を受けた場合には、その職員に平和協力活動を行わせることができる。
- 第十 平和協力手当
- 国際平和協力隊に参加する者には、国際平和協力隊の海外派遣に係る外国の勤務環境及び平和協力活動の特殊性にかんがみ、平和協力手当を支給することができる。
- 第十一 物資協力
- 1 政府は、国際の平和及び安全の維持のための活動等に協力するため適当と認めるときは、物資協力をを行うことができる。
- 2 内閣総理大臣は、物資協力の実施につき

- 閣議の決定を求めるなければならない。
- 3 外務大臣は、国際の平和及び安全の維持のための活動等に協力するため適当と認めるときは、内閣総理大臣に対し、物資協力をを行うよう要請することができる。
- 第十二 国会への報告
- 政府は、平和協力活動又は物資協力を行ったときは、その内容を国会に報告しなければならない。
- 第十三 国際連合平和協力機構
- 1 機構は、国際の平和及び安全の維持のための国際情勢に関する情報の収集、分析及び調査研究、国際平和協力隊の海外派遣、平和協力活動のための訓練、国際平和協力隊へ参加する者の確保、平和協力活動のための機材その他の物資の備蓄等を行い、もって国際の平和及び安全の維持に寄与することを目的とする。
- 2 機構は、政府全額出資の法人とする。
- 3 機構は、外務大臣が監督する。

- 第十四 機構の業務
- 1 機構は、第十三の目的を達成するため、次の業務を行う。
- 一 国際の平和及び安全の維持のための国際情勢に関する情報の収集、分析及び調査研究を行うこと。
- 二 国際平和協力隊の海外派遣を行うこと。
- 三 平和協力活動に必要な機材その他の物

資の調達、輸送の手配等を行うこと。

四 平和協力活動のため必要な訓練を行い、

並びにその訓練のための施設の設置及び

運営を行うこと。

五 國際平和協力隊へ参加する者の募集を行ふこと。

六 平和協力活動のための機材その他の物資の備蓄又は供与をし、並びにその備蓄のための施設の設置及び運営を行うこと。

七 紛争によって被害を受けた住民等の救援のための活動、紛争によって生じた被害の復旧のための活動等を行う団体への援助を行うこと。

八 機構の職員に國際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十一年法律第九十三号）に基づく國際緊急援助活動を行わせること。

九 一から八までに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

別表（第三関係）

警察庁  
科学技術庁  
環境庁  
国土庁  
外務省  
大蔵省  
文部省  
厚生省

農林水産省

通商産業省

資源エネルギー庁

運輸省

海上保安庁

気象庁

一九九一・三・二五

# 告示日にあたつて（談話）

日本社会党

書記長 山口鶴男

③豊かな社会のための公共投資、④格差のない住みよい国土、⑤自然と人間の共生――などをかけて、市民・住民の参加による自治の発展をはかる。

一、党は今回の統一自治体選挙と来年の参議院通常選挙、そして総選挙をも展望した「八〇〇日闘争」という政治戦略を掲げ、二〇〇〇年までに一万人の自治体議員をつくるとの中期目標のもとに前回立候補者の三〇%増の達成に取り組んできた。都道府県議会、政令指定市市議会、引き続き実施される東京特別区議会は公認、推せんを含め、この目標をほぼ実現し、全国津々浦々で攻めの選挙戦を開拓している。

郵政省

労働省

建設省

自治省

消防庁

一、自民党議席を一つでも減らして、この三割増を達成し、党議席の大幅拡大を実現する。さらに、野党全体の伸長のため他野党

一九九一・三・二九（於北海道・帯広）

## 国際平和創造活動の強化と 国連改革について

日本社会党

委員長 土井たか子

東西の冷戦構造が終結し、世界は協力と協調の時代に入りました。しかし、世界各地では今なお、中東湾岸戦争に見られるように軍備競争や国境紛争、民族間の対立や宗教上の争いなど広い分野での対立、抗争が続いている。こうした紛争は、その背景にある国際的な経済格差や民衆の飢餓・貧困が直接、間接に結びつくことにより深刻さを増大させている事例も少なくありません。他方、紛争に対して国際社会が適切な仲介を行うことによって、その拡大を防止できる可能性もあります。

したがって、地域紛争を未然に防ぎ、かつ、紛争の平和的な解決のために国連がポスト冷戦時代に対応して一層のイニシアチブを発揮

勢力との多様な選挙協力で戦いを進めており、これを成功させる決意である。

一、国連自体が紛争防止、調停機能の創造、強化を図る

① 事務総長の権限を強化し、独自の判断

② 安全保障理事会に地域代表を加えることにより各地の情勢、紛争の早期察知、調停機能の強化をするとともに、安保理の事実調査権の強化など調査機能の拡充を図る。

③ 地球的規模で紛争予知機能を確保するため、国連管理下の偵察用人工衛星を常備するとともに情報を世界に速報できるシステムを構築する。

二、地域的な平和保障機能の構築のため、欧洲安全保障協力会議（CSCCE）を教訓に、地中海安全保障・協力会議、中東平和保障・協力会議、アジア平和保障・協力会議等各地域で平和保障協力会議などを積極的に推進するとともに、これらと国連事務総長や安保理との連携を強めることとし、将来は、国連の地域組織へと発展させる。

三、武器輸出禁止を徹底することとし、国連のイニシアチブで条約化をめざす。また、武器輸出の実態把握と規制のため国連において武器貿易の監視・管理のため新たなシステムを構築する。

四、以上の施策の実現を図るために、国連事

務総長のもとに「国連平和保障基金」を創設する。日本はこれに対し、毎年GNP

(前年)の〇・一%を拠出する。

## 五、国連の改組・改革、国連憲章の改正をめざす

① 国連機能を抜本的に強化するため、総

会の権限強化及び安全保障理事会の改組

(常任理事国の拒否権の廃止、地域代表

制を主体とする理事会の構成と三分の一

の多数決制採用など)、旧敵国条項(五

三条、一〇七条)の廃止など国連憲章の

改正をめざす。

② 国連平和維持活動(PKO)について

国連憲章に位置づけ、役割などの原則を

明記する。

③ 国連安全保障にとって不可欠の人権、

地球環境、飢餓・貧困の過大等について

国連がイニシアチブを發揮できるように

安全保険理事会や経済社会理事会にたい

する新たな権限の付与や専門部会等の設

置拡充を行う。

④ 以上の国連改革を加盟国との総意と合意

で進めるため、国連結成時に匹敵する国

際会議を開催する。

一九九一・三・三〇(岩手)

# 人が住み、働く

## 中山間地域対策の推進

日本社会党

副委員長 田辺

誠

### 一、過疎・高齢化で中山間地域が崩壊

今日、わが国の農業は過疎化、高齢化に加えて若年農業者の激減によって、農地、山林等の荒廃がすすみ、集落の機能の喪失など先進諸国には例を見ない農業・農山林の崩壊が進行している。とくに、自民党農政のひずみが象徴的に集中している中山間地域では、平坦地に比較して過疎化、高齢化が急速に進み、農業の崩壊に加えて、社会的生活条件の整備の遅れから人が住まず、集落の消滅など深刻な事態を迎えている。

### 二、多様な機能と資源を持つ中山間地域

このような中山間地域に該当する市町村は全国三三四六市町村の約五一%、一六五二市町村にのぼり、人口は全人口の九%だが農家戸数で四一%、耕地面積で四二%、また農業粗生産で三六%を占め、畜産、果樹、工芸作物などのシェアが高くなっている。

### 三、農業、加工・製造業、観光、民宿まで含めた総合対策の推進

このような中山間地域の多様な機能と地域の諸資源を積極的に活用し、農林業を基幹とした地域経済活性化対策を進め、雇用と所得を確保し「人が住み、働く中山間地域総合対策」を次のようにすすめる。

(1) 「地域経済活性化対策協議会」の組織化農畜産物、林産物、水産物を生産する第一次産業、これら生産物を加工する製造業、

土木建設業、水利用発電など第二次産業、レクリエーション施設をはじめ観光農業、民宿など第三次産業を含めた総合活性化対策をすすめる。このため、自治体、農協、農業委員会、森林組合、商工業組合、住民からなる「地域経済活性化対策協議会（仮称）」を設け、生産、加工、流通、情報、サービス、雇用、所得対策など安定化を柱とした総合対策を推進する。

(2) 事業に対する低利融資、高率補助

この総合対策の推進に当たっては生産基盤整備、流通施設、レクリエーション、民宿、観光施設の建設、その他、雇用、定住化に必要と認められる事業に対しては超低利融資（無利子～三%）、高率な事業補助を行う。

(3) 「青年農業者就農助成制度」の創設

農山村地域での定住化のため「青年農業者収納助成制度」を創設し、一定額の収納準備金、就農後の長期低利経営資金の優先的融資を行う。この助成制度の適用条件は三五歳以下、一定期間（二年程度）の農業研修を経て以後一〇年間就農することを条件とする。なお、この制度は学卒者、後継者だけでなく、都市部からの新規参入者にも適用する。

(4) 環境保全を含めた「生産振興特別交付金」の創設

現在平坦地農家と中山間地域農家の所得格差は農家所得で年間約百万円、農業所得で年間三〇万円（一九八八年）である。中山間地域に人が住み、地域社会を維持し、生産物を通して自然環境を保全するために、集落または農業生産集団単位に環境保全を含めた「生産振興特別交付金制度（仮称）」

を創設し、条件不利によって生じる所得格差を補てんする。

(5) 中山間地域特別措置法案等の国会提案  
以上を実現するため「中山間地域特別措置法案」「青年農業者収納助成法案」「生産振興特別交付金法案」を国会に提案する。

一九九一・四・一

## 高齢化に伴う保健医療福祉マンパワー 確保のための緊急法制化の提唱

日本社会党  
書記長 山口鶴男

政府は三月一八日に保健医療・福祉マンパワー対策本部中間報告を発表したが、それは、中間報告という制約もあって、単に今後の検討方針を示すにとどまっている。厚生省当局は、遅くとも年内に第二次中間報告ないし最終報告を取りまとめ、九二年度予算編成に反映させたいとしているが、急速に進む高齢化や主要諸国にはほとんどみられない「寝かせきり」の事態に対応するため、決定的に不足している看護及び介護関係の職員数を速やかに確保するためには、官民いずれにおいても、給与水準の引き上げや労働環境・福利厚生の

一、保健医療福祉の人材確保法の制定  
短期間のうちに保健医療福祉の分野に人材を確保するためには、官民いずれにおいても、給与水準の引き上げや労働環境・福利厚生の

改善が集中的に行わなければならない。このため、現行の義務教育諸学校の教育職員を対象とした「人材確保法（学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法）」（一九七四年）や、今国会に労働省が提案した「中小企業労働力確保法案（中小企業における労働力確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律）」などを参考にして、介護・看護関係業務に重点を置いた保健医療福祉の人材確保法案を立案する。

二、職員配置の基準・標準の全面改定等  
中間報告は、看護職員などに関する「需給見通しの見直し」について提起しているが、「職員配置基準の見直し」にはいつさい触れていない。そこで、完全週休二日・週四〇時間以下の労働、複数夜勤・月八回以内などを完全実施できる配置基準とするため、医療法の施行規則における病院の職員配置の標準及び老人福祉法や身体障害者福祉法等に基づく施設及び運営に関する基準（省令等）などを全面的に見直し、改定するとともに、新たに市町村における在宅介護・看護サービス職員の確保に関する標準を定める。

三、短時間正規職員制度の創設  
働きに出たくても働きにくい女性や高齢者

が、保健医療福祉の職場を活用できるようにするためにには、短時間勤務や勤務時間の選択を可能にする制度が必要である。それを実現する第一歩として、安定した短時間雇用の普及を図ることとし、民間においてはいま検討中の「短時間労働者保護法案（パート労働法）」の立案を促進するとともに、公務員制度においても新たな介護・看護関係職種に限って、短時間の公務員に関する検討を進める。

なお、国家公務員総定員法及び自治省の定員モデルを見直すこととし、増員しやすい法的条件を検討する。

一九九一・四・三（於・松山）

## 地域に根ざす「街づくり」の提案

——地域社会と調和のとれた商業政策について——

日本社会党  
副委員長 久保亘

日米構造協議によって「大規模小売店舗の事業活動調整法（以下、大店法）」の規制緩和を約束していた政府は、出店規制を大幅に緩和することを骨子とする改正案を今国会に提出している。また、米国の強い要求を受け入れて、改正案には今後二年以内にそれを見直す条項が盛り込まれている。政府の大型店铺の出店調整は、これまで、それぞれの地域事情を考慮せず、画一的な施策による流通政策として進められてきた。しかし、地域の実情、とりわけ文化・歴史など、地域にはさまざま

ざまな事情が存在し、画一的に論ずることは地域商業政策にそぐわない。今回の政府案は、地域で生活する人々にとって『住みよい街を創る』ことにはならず、社会党はこの政府案に反対である。

また、これらの政府の施策では、タテ割り行政＝ナワバリ争い弊害である無秩序・無計画な商業政策のため、既存の商店街は衰退し、お年寄りや車を持たない人たちが買物の利便を奪われたり、子供たちの通園・通学についても安全性がおびやかされるなどの問題は改

善されないばかりか、新たな環境の悪化さえ心配される。

従つて社会党は、大店法改正案を今国会に提案するとともに、関係法の整備によって調和のとれた「街づくり」の実現をめざして行く。以下は社会党の基本的考え方である

一、大型店舗の出店や周辺商店街との調整については、単に商業政策としてだけでとら

えるのではなく、総合的な都市政策として「街づくり」の観点で考えることが必要である。

調和のとれた「街づくり」を行うために

は、土地の利用、都市の機能、美観、交通、教育など、総合的・計画的な考え方への転換を図り、国土利用計画法をはじめ、都市計画法、建築基準法などの改正を図るべきである。

二、「街づくり」に関する社会党の考え方の趣旨は、政府の考える大型店出店による周辺商店街との『利害の調整』ではなく、地域小売商業との『調和ある発展』に置く。

このことは、出店調整の権限を中央政府に集め上から調整するのではなく、地域の事情に精通した自治体に委ねた方が、自分たちが創り育てるふれあいの街づくりとなり、活力あふれる『商店街の復興』となる。

三、そこで社会党は、政府案への対案として次のような趣旨の大店法改正案を提案する。

① 大型店出店の調整権限を、できるかぎり地域生活者に近づける意味から市町村長に与えることが望ましいが、市町村の境界ぎりぎりへの出店や他の市町村に商圈がまたがる場合があるので、関係市町

村長の意見に基づいて都道府県知事が調整することとする。つまり、店舗面積による種別(※)を廃止し、国による調整をやめさせ都道府県知事に移す。

② 大型店の定義を店舗面積が一五〇〇平方米メートル(特別区及び政令指定都市も含む)を超えるものとし、それ以下の店舗の出店については市町村が必要であると判断すれば、独自に調整を行えることとする。

③ 都道府県知事の諮問機関として、都道府県に大規模小売店舗審議会(大店審)

を置くこととする

※ 種別境界面積＝現行法は第一種大型店＝一五〇〇平方メートル(特別区及び政令指定都市は三〇〇〇平方メートル)以下で通産大臣が調整、第二種＝五〇〇平方メートル以上で都道府県知事が調整

四、社会党は今後、建設省、自治省、運輸省、通産省、国土庁など中央省庁が、タテではなくヨコの関係で調整、協力し、自治体をはじめ地域において関係する人たちと連携を取り合いながら、ドイツなどに見られるような計画的で調和のとれた街づくりが実現できるよう、新しい都市・土地・商業政策を追い求めていく。

以上

## 投票日にあたつて

日本社会党

一九九一・四・七

豊かな個性と創造的な自治を築こうと訴えてきました。

一、第一回統一自治体選挙はいよいよ前半戦の投票日を迎きました。わが党は、今回の選挙にあたって、地域と生活に根ざした

党  
声  
明

日本社会党

体、生協の動向などに有効な対応ができるなかつたこと、三つには参議院の与野党逆転という新しい政局を選択した国民の期待に応える、鮮明な対決と大胆な協調、野党結集などに力強いリーダーシップを發揮できず、国民に失望感を与えたこと――など深い反省が求められている。

とくに、党はこの間の各紹介會選舉での躍進に甘んじてゐるとの強い意見・批判を謙虚に受け止め、住民の暮らしの場である地域社会で住民のニーズに応えるため、地  
方の政策と運動の形成に努めなければならぬ。

、国民の支持と共生一などの政策を掲げ  
、わが党は、北海道、福岡などの革新知事  
を守り、東京、大阪、岩手などに新しい知  
事を実現するために全力を上げ、広範な国  
民の支持と協力をいただき、有利に闘いを  
進めてきたところです。道府県議選、政令  
市議選においても、積極的に多彩な候補者  
の擁立をはかり、地域住民の多様な生活要  
求をしっかりと受けとめてきました。党は  
さらに有権者国民と力を合わせ、自治体改  
革の一層の推進に努めます。

、わが党は、この選挙に勝利し、選挙での  
公約実現はもとより、国際化時代の政治の  
進路を定め、自民党政権にかわるもう一つ  
の国民の政権づくりをめざす決意です。  
有権者のみなさん、棄権することなく、  
貴重なあなたの一票を社会党公認・推薦候  
補に投票して下さるよう、切に訴えます。

九〇年代の政治の流れを決める重大な選択である第一・二回統一自治体選挙にあたり、わが党は前回当選者数の三〇%増を目指して、多彩な候補者を擁立し、積極的な選挙戦を展開してきた。しかし、政令市市議会選挙ではほぼ現有議席を確保したのに対し、道府県議会選挙は全体で大幅な議席を失い、自民党の圧勝を許す結果となつたことはまさに残念である。党は支持者の皆さんに深くお詫びするとともに、選挙結果を厳しく受け止め、残された後半戦の市区町村議会、首長選挙に勝ちぬくため全力をあげる決意であり国民のみなさんの力強いご支援・ご支援を訴える。

一、道府県議会選挙の結果は、わが党に、一つには前回の統一自治体選挙、参議院補欠選挙、衆参両院の選挙を通じて飛躍的に伸びた支持者をつなぎとめるための政策・運動・組織の改革の方向を鮮明に提示できなかつたこと、二つには「連合」の発足を踏まえた労働界の新たな変化・発展と市民団

自民党は前回の議席減を取り返しただけではなく、かつてない大幅な議席増を実現した。これは前回の敗北の危機感を背景に、次の国政選挙を展望した戦略のもとで、派閥系列による保守票を掘り起こすことにして、党のみに留まらず他の野党各党も議席を減らすことになった。わが党は自民党的な金権

・・・ご支援を訴える。  
一、道府県議会選挙の結果は、わが党に、一つには前回の統一自治体選挙、参議院補欠選挙、衆参両院の選挙を通じて飛躍的に伸びた支持者をつなぎとめるための政策・運動・組織の改革の方向を鮮明に提示できなかつたこと、二つには「連合」の発足を踏まえた労働界の新たな変化・発展と市民団

わが党は、この選舉に勝利し、選舉での  
公約実現はもとより、国際化時代の政治の  
進路を定め、自民党政権にかわるもう一つ  
の国民の政権づくりをめざす決意です。  
有権者のみなさん、棄権することなく、  
貴重なあなたの一票を社会党公認・推薦候  
補に投票して下さるよう、切に訴えます。

・利益誘導型の選挙基盤に対抗し、それに打ち勝つ支持基盤を地域から築き上げる。

一、わが党は、今回の選挙に示された中東湾岸戦争や消費税問題などに対する民意を踏まえて、選挙後の政局に対しては国際化時代に対応する国際的貢献、政治改革、消費税のは正などの国民的課題について、その解決を求めていく。とくに、今回の選挙では議席確保につながらなかつたものの、候補者を積極的に擁立したことなど、党の新たな飛躍の可能性を大切にして地域社会におけるリーダーシップを確立していく決意である。

## 志願の一筋もぬ五十年が歴史要略

志願の一筋もぬ五十年が歴史要略

志願の一筋もぬ五十年が歴史要略



一九九一・二・二七

## 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案要綱

### 第一 課徴金の額の引上げ（第七条の二第一項関係）

不当な取引制限等を行った事業者等に対して納付を命ずる課徴金の額を、売上額に百分の十を乗じて得た額（その額が当該行為により当該事業者が不当に得た利益の額を上回ると認められる場合にあっては、当該不正に得た利益の額）とするものとすること。

### 第二 原価の公表（第十八条の三関係）

公正取引委員会は、価格の同調的引上げに関し第十八条の二第一項の報告を受けた場合において、当該価格の同調的引上げが一般消費者又は関連事業者の利益を不当に害していると認めるときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、当該主要事業者に対し当該商品又は役務の原価について

て報告を求め、これを公表することができるものとすること。

### 第三 確定審決前置の廃止（第二十六条関係）

第二十五条の規定による損害賠償請求権の裁判上の主張を確定審決後に制限する規定を削除するものとすること。

### 第四 違反行為等の推定（第八十四条の二関係）

事業者につき審決が確定したときは、第二十五条の規定による損害賠償の請求に関する訴訟においては、当該審決により認定された違反行為等があつたものと推定するものとすること。

### 第五 損害賠償訴訟の管轄の変更（第八十五条第一号関係）

第二十五条の規定による損害賠償に係る訴訟の第一審の裁判権は東京高等裁判所に属するとする規定を削除するものとすること。

### 第六 不公正な取引方法に係る罰則の新設（第九十一条の二及び第九十一条の三関係）

一 不公正な取引方法を用いた者等を五百円以下の罰金に処するものとすること。

二 不公正な取引方法に該当する事項を内容により求めた価格の引上げの理由を併せて公表しなければならないものとすること。

### 第七 告発の請求（第九十六条の二関係）

一 審決により違反行為があると認定された場合においては、何人も、第九十六条第一項に規定する罪となるべき行為があると思料するときは、公正取引委員会規則の定めることにより、公正取引委員会に対し、告発するよう請求することができるものとすること。

二 公正取引委員会は、一の請求があつた場合において告発しないことに決定したときは、その旨及びその理由を文書で当該請

求をした者に通知しなければならないものとすること。

#### 第八 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

#### 第九 施行期日等

一 この法律は、交付の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。  
二 その他所要の経過規定を整備するほか、関係法律について所要の改正を行うこと。

一九九一・三・六（衆議院商工委員会・小岩井清議員）

## 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案提案理由説明

私は、ただいま議題となりました日本社会党・護憲共同提案の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案について、提案者を代表いたしまして、提案理由および内容の概要を「説明申し上げます。

ご承知の通り、独占禁止法は、私的独占、不当な取引制限および不公正な取引方法を禁止し、事業の支配力の過度の集中を防止して、事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正かつ自由な競争を促進し、それを通じて事業活動を盛んにし、雇用と国民実所得水準を高め、もって一般消費者利益を保護し、国

民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的として制定された法律であります。こ

のため具体的には、違反行為者に対して違反行為の排除措置、刑事处罚の規定を置くほか、カルテル禁止の実効制を確保するため、昭和五二年の法改正により、カルテルによって得た不当な経済的利得を国が徴収する課徴金制度が導入されたのであります。

しかるに、その後の法の運用状況を見ておりますと、カルテル事件の発生状況、とりわけ同一の事業者が違反を繰り返す業種があることなどに表れておりますように、現行法の規定では、違反行為を抑止する効果がなお不

十分であるといわざるをえないのです。また、違反行為者に対する刑事告発については、昭和二八年の法改正前の事業者団体法違反事件を含めても、法制定以来今日までにわずか六件、それも昭和四九年の石油ヤミカル事件以後は一件もないという状況であります。こうした中で国際的にも今日、我国の経済社会における「排他的で不透明な流通・取引慣行」というものが強く批判を受けてい

るところであります。

かかる実情を見ると、カルテル等の違反行為を一層徹底して抑止し、法の実効性を確保するためには、現行独占禁止法を積極的に見直し、改正する必要があります。これがここに独占禁止法一部改正案を提出する理由であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。現行課徴金は、カルテル実行期間中の対象商品の売上額に百分の三（製造業は百分の四、小売業は百分の二、卸売業は百分の一）を乗じて得た額の二分の一に相当する額とされておりますが、これを当該売上額に百分の十を乗じて得た額とし、ただしその額が当該行為により当該事業者が不正に得た利益の額を上回ると認められる場合には、当該不正利得の額とするものとしております。

第二に、原価の公表であります。昭和五二

年の法改正により、一定の高度寡占市場で同調的値上げが実施された場合に、公正取引委員会は値上げの理由の報告を求め、これを公表することのできる制度が新設されました。しかし、その報告内容は、値上げの当否を判断できるものとはい難く、同調的値上げに対する十分な抑止効果を持つに至っていないのであります。これを是正するため、公正取引委員会は、同調的値上げが一般消費者等の利益を不当に害していると認めるときは、当該事業者に対し、当該商品等の原価について報告を求め、これを公表することができるものとしております。

### 第三に、確定審決前置の廃止であります。

現行法第二十五条は、私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法については、事業者が被害者に対して無過失損害賠償責任を負うものとしております。しかし、その反面、第二六条で、当該請求権の行使について確定審決前置主義が採られております。したがって、この制度の実効性をいつそう高め、国民・一般私人の発意によって法の運用を強化するため、確定審決前置を廃止するものとしております。

第四に、前述した損害賠償請求においては、違反行為が存在すること、当該行為によって損害が生じたこと、損害を金銭に換算した額、の三点について原告側による立証が必要であ

ります。現行法では、損害額について裁判所は遅滞なく公正取引委員会の意見を求めなければならぬとされておりますが、これに加えて、事業者につき審決が確定したときは、当該審決により認定された違反行為等があつたものと推定する規定を新設しております。

第五に、確定審決前置の廃止に伴いまして、第二十五条の規定による損害賠償に係る訴訟の第一審の裁判権は東京高等裁判所に属するとする規定も削除することとしております。

第六に、不公正な取引方法に係る罰則の新設であります。不公正な取引方法を用いた者等を五百円以下の罰金に、また不公正な取引方法に該当する事項を内容とする国際的契約をしたものを三百円以下の罰金に、それぞれ処するものとしております。

第七に、告発請求制度の新設であります。審決により違反行為があると認定された場合には、何人も、法第九十六条第一項に規定する罪となるべき行為があると思料するときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、公正取引委員会に對し、告発するよう請求することができます。また、この請求があつた場合において公正取引委員会が告発をしないことに決定したときは、その旨およびその理由を文書で当該請求をした者に通知しなければならないものとしております。

その他、必要な規定の整備を行うこととしております。

また、この法律の施行期日は、交付の日から起算して、三月を超えない範囲内において政令で定める日としております。

以上が、この法律案の提案理由および内容の概要であります。  
何とぞ、慎重御審議のうえ、速やかに御賛同下さいますようお願い申し上げます。



# 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

	改 正 案	現 行
第七条の二 事業者が、不当な取引制限又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約で、商品若しくは役務の対価に係るもの又は実質的に商品若しくは役務の供給量を制限することによりその対価に影響があるものとしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定す手続きに従い、事業者に対し、当該行為の実行としての事業活動を行った日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間（以下「実行期間」という。）における当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の十を乗じて得た額（その額が当該行為により当該事業者が不正に得た利益の額）に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が二十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。	第七条の二 事業者が、不当な取引制限又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約で、商品若しくは役務の対価に係るもの又は実質的に商品若しくは役務の供給量を制限することによりその対価に影響があるものとしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定す手続きに従い、事業者に対し、当該行為の実行としての事業活動を行った日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間（以下「実行期間」という。）における当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三（製造業については百分の四、小売業については百分の二、卸売業については、百分の一とする。）を乗じて得た額の二分の一に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が二十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。	第七条の二 事業者が、不当な取引制限又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約で、商品若しくは役務の対価に係るもの又は実質的に商品若しくは役務の供給量を制限することによりその対価に影響があるものとしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定す手続きに従い、事業者に対し、当該行為の実行としての事業活動を行った日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間（以下「実行期間」という。）における当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三（製造業については百分の四、小売業については百分の二、卸売業については、百分の一とする。）を乗じて得た額の二分の一に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が二十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。
②—⑤（略）	第八条の三 第七条二の規定は、第八条第一項第一号又は第二号（不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をする場合に限る。）の規定に違反する行為が行われた場合に準用する。この場合において、第七条の二第一項中「事業者が、」とあるのは「事業者団体が、」と「事業者に対し」とあるのは「事業者団体の構成事業者（構成事業者が他の事業者の利益のためにする行為を行うものである場合には、その事業者）に対し」と読み替えるものとする。	第八条の三 第七条二の規定は、第八条第一項第一号又は第二号（不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をする場合に限る。）の規定に違反する行為が行われた場合に準用する。この場合において、第七条の二第一項中「事業者が、」とあるのは「事業者団体が、」と「事業者に対し」とあるのは「事業者団体の構成事業者（構成事業者が他の事業者の利益のためにする行為を行うものである場合には、その事業者）に対し」と読み替えるものとする。
第十八条の二 国内において供給された同種の商品（輸出されたもの	第十八条の二 国内において供給された同種の商品（輸出されたもの	第十八条の二 国内において供給された同種の商品（輸出されたもの

改  
正  
案

現

行

を除く。以下この条において同じ。) の価額 (当該商品に直接課される租税の額に相当する額を控除した額とする。) 又は国内において供給された同種の役務の価額 (当該役務の提供を受ける者に当該役務に関する課される租税の額に相当する額を控除した額とする。) の政令で定める一年間における合計額が三百億円を超える場合における当該同種の商品又は役務に係る一定の事業分野につき、供給量 (一の事業者が供給する当該同種の商品又は役務の数量をいい、数量によることが適当でない場合には、その価額とする。以下この条において同じ。) が多いことにおいて上位を占める三の事業者の供給量を合計した量の国内において供給された当該同種の商品又は役務の供給量を合計した量 (以下「総供給量」という。) に対する割合が十分の七を超える場合において、最も供給量が多い事業者を含む二以上の主要事業者 (その供給量の総供給量に対する割合が二十分の一以上であって、供給量が多いことにおいて上位を占める五の事業者を言う。以下同じ。) が当該同種の商品又は役務の取引の基準として用いる価格について、三箇月以内に、同一又は近似の額又は率の引上げをしたときは、公正取引委員会は、これらの主要事業者に対し、当該価格の引上げの理由について報告を求めることができる。ただし、商品又は役務の価格が当該事業者の営む事業に係る主務大臣の認可、承認または届出に係る場合 (届出に係る場合にあっては、主務大臣が価格の変更を命ずることができる場合に限る。) における価格の引上げについては、この限りでない。

② (略)

第十八条の三 公正取引委員会は、主要事業者から前条第一項の報告を受けた場合において、同項の価格の引上げが一般消費者または関連事業者の利益を不正に害していると認めるときは、公正取引委員

を除く。以下この条において同じ。) の価額 (当該商品に直接課される租税の額に相当する額を控除した額とする。) 又は国内において供給された同種の役務の価額 (当該役務の提供を受ける者に当該役務に関する課される租税の額に相当する額を控除した額とする。) の政令で定める一年間における合計額が三百億円を超える場合における当該同種の商品又は役務に係る一定の事業分野につき、供給量 (一の事業者が供給する当該同種の商品又は役務の数量をいい、数量によることが適当でない場合には、その価額とする。以下この条において同じ。) が多いことにおいて上位を占める三の事業者の供給量を合計した量の国内において供給された当該同種の商品又は役務の供給量を合計した量 (以下「総供給量」という。) に対する割合が十分の七を超える場合において、最も供給量が多い事業者を含む二以上の主要事業者 (その供給量の総供給量に対する割合が二十分の一以上であって、供給量が多いことにおいて上位を占める五の事業者を言う。以下この条において同じ。) が当該同種の商品又は役務の取引の基準として用いる価格について、三箇月以内に、同一又は近似の額又は率の引上げをしたときは、公正取引委員会は、これらの主要事業者に対し、当該価格の引上げの理由について報告を求める。ただし、商品又は役務の価格が当該事業者の営む事業の営む事業に係る主務大臣の認可、承認または届出に係る場合 (届出に係る場合にあっては、主務大臣が価格の変更を命ずることができる場合に限る。) における価格の引上げについては、この限りでない。

② (略)

会規則の定めるところにより、当該主要事業者に対し当該報告に係る商品又は役務の原価について報告を求め、これを公表することができる。

公正取引委員会は、前項の規定により原価を公表する場合には、前条第一項の規定により報告を求めた価格の引上げの理由を併せて公表しなければならない。

## 第二十六条 削除

第四十四条 公正取引委員会は、内閣総理大臣を経由して、国会に対し、毎年この法律の施行の状況を報告しなければならない。この場合においては、第十八条の二第一項又は第十八条の三第一項の規定により求めた報告の概要を示すものとする。

## 第四十八条の二

⑥ 納付命令は、前項に規定する期間を経過した後は、第八十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第八十四条の二第二項及び第九十六条の二第一項の規定の適用については、確定した審決とみなす。

第八十四条 第二十五条の規定による損害賠償に関する訴えが提起された場合において、第四十八条第四項、第五十三条の三、第五十四条又は第五十四条の二第一項の規定による審決が確定しているときは、裁判所は、遅滞なく、公正取引委員会に対し、第二十五条に規定する違反行為によって生じた損害の額について、意見を求めなければならない。同条の規定による損害賠償に関する訴えが提起され

第二十六条 前条の規定による損害賠償の請求権は、第四十八条第四項、第五十三条の三若しくは第五十四条の規定による審決が確定した後、又はこれらの規定による審決がされなかつた場合にあつては、第五十四条の二第一項の規定による審決が確定した後でなければ、裁判上これを主張することができない。  
2 | 前項の請求権は、同項の審決が確定した日から三年を経過したときは、時効に因つて消滅する。

第四十四条 公正取引委員会は、内閣総理大臣を経由して、国会に対し、毎年この法律の施行の状況を報告しなければならない。この場合においては、第十八条の二第一項の規定により求めた報告の概要を示すものとする。

## 第四十八条の二

⑥ 納付命令は、前項に規定する期間を経過した後は、第二十六条の規定の適用については、当該違反行為について前条第四項、第五十三条の三又は第五十四条の規定による審決がされた場合を除き、確定した審決とみなす。

第八十四条 第二十五条の規定による損害賠償に関する訴が提起されたときは、裁判所は、遅滞なく、公正取引委員会に対し、同条に規定する違反行為に因つて生じた損害の額について、意見を求めなければならない。

② (略)

改 正 案

現

行

た後において、これらの規定による審決が確定したときも、同様とする。

(2) (略)

第八十四条の二 事業者につき第三条又は第十九条の規定に違反する行為があつた旨の第四十八条第四項、第五十三条の三又は第五十四条の規定による審決が確定したときは、第二十五条の規定による損害賠償に係る訴訟においては、当該事業者につき当該審決で認定された違法行為があつたものと推定する。

事業者につき第七条の二第一項に規定する不当な取引制限があつた旨の第五十四条の二第一項の規定による審決が確定したときは、第二十五条の規定による損害賠償に係る訴訟においては、当該事業者につき当該審決で認定された課徴金の計算の基礎となる事実及び課徴金に係る違法行為があつたものと推定する。

第八十五条 次の各号の一に該当する訴訟については、第一審の裁判権は、東京高等裁判所に属する。

一 公正取引委員会の審決に係る訴訟

二 第八十九条から第九十一条の三までの罪に係る訴訟

第九十一条の二 次の各号の一に該当するものは、これを五百万円以下罰金に処する。

一 第八条第一項第五号の規定に違反したもの

二 第十九条の規定に違反した者

第九十一条の三 第六条第一項又は第八条第一項第二号の規定に違反して不公正な取引方法に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をしたものは、これを三百万円以下の罰金に処する。

第九十一条の四

第九十一条の二

第八十五条 左の各号の一に該当する訴訟については、第一審の裁判

権は、東京高等裁判所に属する。

一 公正取引委員会の審決に係る訴訟

二 第二十五条からの規定による損害賠償に係る訴訟

三 第八十九条から第九十一条までの罪に係る訴訟

十一 第十八条の三第一項の規定による処分に違反して報告をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者

十一 第二十四条の二第六項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者

第九十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関する、第八十九条、第九十条、第九十一条、第九十二条、第九十三条（第五号を除く。）、第九十四条の二から第九十五条の四まで又は第九十六条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

② 法人でない団体の代表者、管理人、代理人、使用人その他の従業者がその団体の業務又は財産に関する、第八十九条、第九十条、第九十一条第一号、第六号若しくは第七号（第一号又は第六号に係る部分に限る。）、第九十二条の二第一号、第九十三条の三又は第九十四条の四第一号、第二号、第五号、第九号若しくは第十号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その団体に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第九十六条 第八十九条から第九十五条の三までの罪は、公正取引委員会の告発を待って、これを論ずる。

第九十六条 第八十九条から第九十五条の三までの罪は、公正取引委員会の告発を待って、これを論ずる。

第九十六条 第八十九条から第九十五条の三までの罪は、公正取引委員会の告発を待って、これを論ずる。

第九十六条 第八十九条から第九十五条の三までの罪は、公正取引委員会の告発を待って、これを論ずる。

# 不当景品類及び不当表示防止法新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
-------------	--------

第七条 前条第一項に規定する違反行為は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第八条第一項第五号、第二十五条及び第九十一条の二第一号の規定の適用については同法の不公正な取引方法と、同法第八章第一節（第四十八条の規定を除く。）及び第九十二条の二第二号の規定の適用については同法第十九条に違反する行為とみなす。

第九条 排除命令（前条第一項の請求があつたものを除く。）は、同項に規定する期間を経過した後は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第八十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第八十四条の二第一項、第九十条第三号及び第九十六条の二第一項の規定の適用については、確定した審決とみなす。

第七条 前条第一項に規定する違反行為は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第八条第一項第五号及び第二十五条の規定の適用については同法の不公正な取引方法と、同法第八章第二節（第四十八条の規定を除く。）の規定の適用については同法第十九条に違反する行為とみなす。

第九条 排除命令（前条第一項の請求があつたものを除く。）は、同項に規定する期間を経過した後は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十六条及び第九十条第三号の規定の適用については、確定した審決とみなす。



## 廃棄物の適正処理等に関する法律案要綱

### 第一 全部改正の趣旨

経済社会の発展に伴う廃棄物の量の増大及び質の多様化等に対処して生活環境の保全を図るとともに、資源循環型社会の形成に資するため、現行の廃棄物の処理及び清扫に関する法律の全部を改正し、廃棄物の処理に関する法制を再構築すること。

### 第二 目的等

#### 一 目的

この法律は、廃棄物の再資源化及び処理に関し、事業者、地方公共団体及び国の責務を明らかにし、並びに廃棄物の資源性を踏まえた適正な処理を行わせること等により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることと、資源循環型社会の形成に資することを目的とすること。

#### (第一条関係)

#### 一 廃棄物処理の責任及び費用負担の原則

1 産業廃棄物の処理は、排出事業者が自らの責任において行うこと。  
(第三条第一項関係)

#### 等

1 産業廃棄物の処理は、排出事業者が自らの責任において行うこと。  
(第三条第一項関係)

#### 三 国は、廃棄物の再資源化を図るための

### 2 一般廃棄物の処理は、市町村が行い、事業系一般廃棄物の処理に要する費用は、排出事業者が負担すること。 (第三条第二項及び第五十条関係)

### 3 政府は、この法律の施行後適当な時期において、市町村による一般廃棄物の処理状況、公害防止・産業廃棄物処理事業団(以下「事業団」という。)による産業廃棄物の処理体制の整備状況等を勘案し、事業系一般廃棄物の処理の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとする。 (附則第五条関係)

### 4 第三 事業者の責務等

一 排出事業者は、廃棄物の適正処理及び減量の責務を追うこと。  
(第四条関係)

二 製造事業者等は、適正処理の容易な製品の開発、製品等の適正処理方法についての情報提供及び製品等が廃棄物となつた場合の回収・再生利用の責務を負うこと。  
(第五条関係)

### 5 第五 特定産業廃棄物

一 事業者は、その特定産業廃棄物(カドミウムその他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質を含む産業廃棄物のうち適切に埋立処分又は海洋投入処分をすることができないもの

施策を講じ、廃棄物総合管理情報システムを構築する等の責務を負うこと。  
(第六条関係)

四 市町村は、廃棄物の処理事業の能率的運営に努めること。  
(第七条第一項関係)

五 都道府県は産業廃棄物の適正処理について必要な措置を講ずること。  
(第七条第二項関係)

六 市町村及び都道府県は、国の施策に準じた廃棄物の再資源化のための施策を講ずること。  
(第七条第三項関係)

七 国民は、国及び地方公共団体が行う廃棄物の再資源化及び処理のための施策に協力しなければならないこと。  
(第九条関係)

### 第四 産業廃棄物処理基本方針

厚生大臣は、産業廃棄物の最終処分場の適正配置、産業廃棄物の処理体制の整備、産業廃棄物の処理の過程における再資源化その他産業廃棄物の処理に関する基本的事項について、産業廃棄物処理基本方針を定めなければならないこと。  
(第十一条関係)

として政令で定める産業廃棄物をいう。

以下同じ。) を自らその事業場内で貯蔵しなければならないこと。ただし、一定の規模未満の事業者は、その特定産業廃棄物の貯蔵を事業団に委託することができること。(第十四条第五項及び第六項関係)

二 事業者は特定産業廃棄物を生じ、又は貯蔵する事業場ごとに、特定産業廃棄物管理責任者を置かなければならないこと。

(第十六条関係)

#### 第六 積荷目録

一 事業者は、その産業廃棄物の処理を第三者に委託する場合には、積荷目録を発行しなければならないこと。(第一八条第一項関係)

二 事業者は、その産業廃棄物の処理の結果を都道府県知事に報告しなければならないこと。(第二〇条第一項関係)

三 二の報告を受けた知事は当該報告の内容を、最終処分地がある都道府県の知事に通知しなければならないこと。(第二十一条第二項関係)

#### 第七 公共関与

一 都道府県又は市町村は、特定産業廃棄物の貯蔵以外の産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる。(第二十二条第一項及び第二項関係)

第九 リサイクルセンター

二 事業団は、産業廃棄物の最終処分、特定産業廃棄物の貯蔵その他の産業廃棄物の処理をその業務として行うことができること。この場合においては、産業廃棄物処理基本方針に基づき、北海道及び沖縄県並びに二以上の都府県の区域ごとに事業実施計画を作成し、関係道府県知事に協議するとともに、厚生大臣に許可を受けなければならないこと。(第二十三條第一項及び公害防止・産業廃棄物処理事業団法二十一条第二項関係)

第八 市町村による一般廃棄物の処理  
一 市町村は、一般廃棄物の再資源化に関する事項をも含めた一般廃棄物処理計画を策定しなければならないこと。(第四十八条第一項関係)

二 市町村は、再資源化を踏まえた分別収集、一般廃棄物の処分の過程における再生資源化等を行わなければならないこと。

(第四十九条第二項関係)

三 市町村は、生活系一般廃棄物(し尿を除く。)の処理を地方公共団体以外の者に委託してはならないこと。この場合、当分の間は、従前の例により委託を認めが、直営による処理体制の整備を可及的速やかに図ること。(第四十九条第三項及び附則第六条関係)

市町村は、再生利用可能な一般廃棄物の回収、不用品の修理及び交換等を行うことを目的とするリサイクルセンターを設置すること。(第五十二条関係)

#### 第十 製造業者等による回収

一 製造業者等は、製品を第三者に譲渡しようとするときは、当該製品が一般廃棄物となつた場合におけるその適正な処理の困難性について、事前評価を行わなければならぬこと。(第五十三条第一項関係)

二 製造業者等は、一の事前評価において、当該事前評価に係る製品が一般廃棄物となつた場合におけるその適正な処理が困難であると判断したときは、回収計画を作成し、厚生大臣に提出しなければならないこと。(第五十四条第一項関係)

三 製造業者等は、改修計画に基づいて、当該回収計画に係る一般廃棄物を回収しなければならないこと。(第五十五条関係)

四 厚生大臣は、二又は三に違反した製造業者等があるときは、その旨を公表することができる。(第五十六条関係)

五 市町村は、製造業者等から委託を受け、有料で当該製造業者等に係る回収計画に係る一般廃棄物を回収することができる。(第五十七条関係)

## 第十一 感染性廃棄物

事業者は、感染性廃棄物の処理を委託する場合は、その性状に応じてこん包し、及びその旨を表示しなければならないこと。

(第十四条第三項及び第五十一条第一項関係)

## 第十二 廃棄物処理業

一 産業廃棄物処理業は都道府県知事の許可制とし、一般廃棄物処理業は市町村長の許可制とすること。(第二十四条及び第五十八条関係)

一 許可の有効期間は、廃棄物の収集業又は運搬業については三年、廃棄物の処分業については五年とすること。(第二十一条及び第六十四条第一項関係)

## 第十三 廃棄物処理施設

一 六及び七以外の廃棄物処理施設の設置は、都道府県知事の許可制とすること。

(第三十五条及び第六十五条関係)

二 許可基準は、一定の能力基準に適合すること、一定の経理的基礎を有すること

及び一定の産業廃棄物処理施設にあっては設置場所が国立公園等の区域内にないこととする。(第三十七条第一項及び第六十七条第一項関係)

三 都道府県知事は、許可に際しては、環境アセスメントの結果を十分配慮すること。(第三十七条第二項及び第六十七条

## 第二項関係

四 設置者は、設置を一定の基準に従って維持管理するとともに、技術管理者を置かなければならないこと。(第四十二条、第四十三条、第六十九条及び第七十二条関係)

五 都道府県知事は、最終処分場が廃止されることはできること。(第四十六条及び第七十一条関係)

六 都道府県若しくは市町村又は事業団は、都道府県知事の許可を受けて、産業廃棄物処理施設を設置することができること。

七 市町村は、都道府県知事の許可を受け、一般廃棄物処理施設を設置することができること。(第七十三条関係)

八 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の最終処分場のある土地についての台帳を作成し、これを保管しなければならないこと。(第八十二条第一項関係)

九 国は、廃棄物の処理施設及び再資源化施設の設置に必要な資金の融通又はその一部を補助することができること。国は、当該都道府県に対し、その経費の一部を補助することができること。(第八十四条関係)

十 国は、廃棄物の処理施設及び再資源化施設の設置に必要な資金の融通又はその一部を補助するものとすること。(第八十五条関係)

十一 都道府県知事は、廃棄物の排出等により生活環境の保全上重大な支障が生じ、又は生ずる恐れのあると認められるときは、当該支障の原因者に対し、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる

こと。(第七十八条第一項関係)

二 都道府県知事が代執行できること。

(第七十九条第一項関係)

三 都道府県知事は、代執行したときは、当該措置に要した費用について、一の原因者及び排出事業者に負担させることができること。(第七十九条第二項関係)

## 第十五 国庫補助等

一 国は市町村に対し一般廃棄物処理施設、リサイクルセンター及び一定の再資源化施設の設置費用の一部を補助することができること。(第八十三条関係)

二 廃棄物の排出等に係る代執行等によりその費用を都道府県が負担するときは、国は、当該都道府県に対し、その経費の一部を補助することができること。(第八十四条関係)

三 国は、廃棄物の処理施設及び再資源化施設の設置に必要な資金の融通又はその一部を補助するものとすること。(第八十五条関係)

四 国は、廃棄物の適正処理指導員等の立入検査並びに廃棄物の再資源化及び処理に関する指導の職務を行わせるため、都道府県及び市町村に、廃棄物適正処理指導員を置くこと。(第八十二条第一項関係)

五 国は、廃棄物再資源化技術センターを

設置するものとすること。(第八十条関係)

三 所要の罰則を設けること。

#### 第十七 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。(附則第一条関係)

第十八 公害防止事業団法(昭和四十年法律第九十五号)の一部改正(附則第十五条関係)

#### 一 題名及び事業団の名称

題名を公害防止・産業廃棄物処理事業団法に、事業団の名称を公害防止・産業廃棄物処理事業団に改めること。

#### 二 業務の範囲

次の業務を加える。

- 1 産業廃棄物(事業系一般廃棄物を含む。)の処理施設を設置し、及び譲渡すること。(第十八条第一項第五号関係)
- 2 産業廃棄物を収集し、運搬し、及び処分し、並びに特定産業廃棄物を貯蔵し、並びにこれらの業務を行うために必要な処理施設を設置すること。(第十八条第一項第七号関係)

#### 第十九 その他の法律改正等

- 一 事業団が第十八条の二の業務の用に供する産業廃棄物の一定の処理施設の設置事業を土地収用法(昭和二十六年法律第

(一百十九号)の収用適格事業とすること。

(附則第十七条中第三条第一項第二十七号の二関係)

二 項関係)  
三 凈化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)の浄化槽清掃業の許可に係る欠格事由を拡大すること。(附則第十九条中第三十六条第一号関係)

四 施設整備事業に事業団が実施するものを含めること。(附則第十八条中第一条第

四 その他必要な経過措置等所要の規定を置くこと。

一九九一・三

## 「資源及びエネルギーの有効利用による環境保全型経済社会形成促進法案」の提案理由説明

私はただいま議題となりました「資源およびエネルギーの有効利用による環境保全型経済社会形成促進法案」につきまして、提案の理由と概要のご説明をいたしたいと存じます。

今や人類は環境と資源の制約に直面するにいたっております。とくにわが国をはじめとする先進国は、かけがえのない熱帯雨林を急速に減少させ、限りある石油をはじめとする鉱物資源を湯水のごとく消費するにいたっております。

若干の例示をもって、提案の理由にかえましよう。

第一に、商品が販売・使用された後に、本当はリサイクルして再利用、又は再生利用できるもの、あるいは少なくともエネルギー源として活用できるはずのものが、今日の経済

社会では安易に廃棄処分されており、可能な限り再利用又は再生利用するようになり、再利用や再生利用は不可能なものでも可燃物であれば、発電や熱供給の燃料として活用することが必要になっております。このリサイクル利用を推進するためには、廃棄物の分別・回収ルートの整備とその利用方法を確立しなくてはなりません。

第二に、同一の使用価値を持つた製品を生産するに際しては、新たな原料を削減でき、しかも廃棄物となつた製品の再資源化が容易なものに切り替えることが必要になつております。自社の製品が廃棄物となつたとき、再生利用できるもの、再生利用はできないがエネルギー源にできるもの、再生利用も燃焼利用も出来ないもの、等の分別が家庭や事業所において容易になるように、表示や素材や形状等を改善する必要があります。

第三に、こうしたシステムの推進によって、公害や環境破壊が発生することのないよう、技術の改善と設備の完備が必要になります。

これらを二、三の具体例で見ますと、世界の森林資源を減らす一方で、多くの古紙がいなづらに廃棄処分されている事態にかんがみ、再生利用可能な古紙については全面的に回収利用するように改めることが急務であります。そのためには、オフィス等の事業系古紙を含め全国の古紙回収ルートを確立すること、新

聞折り込みのチラシ広告や雑誌の用紙は、再生紙生産工程で新聞紙と混ざっていても問題のない紙質のもののみにすることなく、再生処理はなくすること、脱墨施設を拡大すること、国や自治体は率先して再生紙を使用し、教科書や雑誌をはじめ、企業はもとより家庭等でも利用の拡大をはかることが必要であります。プラスチックについては、燃焼すると有害ガスを発生する種類のものは、耐久材は別として、家庭や事業所からの日常的に廃棄物になる製品分野には使用しないようにするか、あるいは色別等で容易に分別しやすいようにするべきでしよう。焼却・発電・熱利用施設は耐熱温度をあげるとともに、有害ガスを除去できる排煙処理施設を完備させる必要もあります。商品の包装やトレー等については、過剰なものや不要なものをなくすることも必要です。

自動車や電気機器など大型耐久消費財については、分解処理、再資源化が容易になるような構造に改善することも重要ですが、モルチエインジまでの期間を今日の二～三倍程度に延長するとともに、旧式のものにも部品は十分に提供するように改めることは是非必要になつてあります。必要以上の買い替えを促すような広告・宣伝は自歴させるべきであります。

流通業においては、消費者が選択できるよう使い捨て容器にたいしてリターナブルびんやエコマーク商品の品揃えを拡大し、包装の簡易化を推進するとともに、リサイクルシステムの確立に協力する必要があります。

消費者については、リサイクル利用できるもの、資源やエネルギーの節減に資するもの、再生原料を使用したものの選択的購入と、長期的使用と、廃棄物の厳密な分別を推進することが必要になつております。

次に、エネルギー利用効率の極大化を図るために以下のようなことが課題になつてお

生産工程においては、業種ごとに、廃棄物

の再生利用、有効利用、減量の目標を定め、安易に産業廃棄物にすることなく、再生処理によってリサイクル使用するように転換し、一部の生産物は低品位・低価格のものになるとしても一定の分野で活用し、また廃棄物は加工することによって用途を開拓するなど、有効利用を推進する必要があります。再生利用不可能となつた可燃物については、可能な限り事業所の敷地内において、有害物質を排出しない様式で自家発電や冷暖房や所要スチーム等の熱源として利用することも大切であります。安全に処理することの困難な有害廃棄物については、外に持ち出すことなく自らの敷地内に保管するとともに、生み出すことがないような別な方法を選択し、開拓する必要があります。

ります。

その第一は、業種ごとの工程の改善、コ・ジエネレーション等による廃熱回収利用、廃棄物再資源化などによって省エネルギーを推進することあります。

例えば、熱・電力総合の熱効率が八〇%にも達するコ・ジエネレーション、つまり熱と電力の併給システムをあらゆる分野で推進するべきであります。工場等において抽気、背圧タービン等をもった自家発電は、一種のコ・ジエネレーションとして熱を有效地に利用できます。今日では全発電設備の約一割を占めていますが、電気事業法による規制のため、昼夜操業産業のみで、しかも設備は全て小さく造られており、スチームなど熱供給を必要とするあらゆる産業で、もっと大きな発電設備を設置することが期待されます。業務用などの小さなコ・ジエネレーションも効率化されています。従って電気事業法を改正し、電力会社には余剰電力の買い取り等の義務をもたせることなどにより、多くの事業所で大、小のコ・ジエネレーションとしての自家発電を急速に普及させることができます。熱利用の分野では可能な限り電力によらず、直接に熱源による方式を推進することも重要です。これは加熱用だけでなく冷房用でも熱効率をあげるのに有効です。例えば、ガス吸収式冷凍機を真夏の冷房用に使うことによつ

て電力需要のピークをカットすることができるのであります。LNGが、約一〇〇〇万KW分の余力をもつていて、今後のビル冷房にはこれを推進することができます。自治体や廃棄物処理事業者は、再生利用不能な可燃性廃棄物については焼却施設を改善・新設して、有害ガスを排出しない様式により、発電をはじめエネルギー源として有效地に活用することを推進すべきであります。そのためには国の助成措置が不可欠ですが余剰電力を電気事業者が適正な価格で買い取る義務を負うように、電気事業法を改正することも必要です。

その第二は、新たなエネルギーの利用方法を推進することです。LNGを水素原燃料とする燃料電池発電はすでにかなりの規模まで研究開発が進み、経済性を持つにいたつております。もう一段階の改善で急速に普及させることができます。中期的な目標を立て、燃料電池発電を民生用コ・ジエネレーションの一つの柱として、小規模のものから変電所単位程度のかなり大きな規模のものまで促進する必要があります。石炭ガスを燃料とする次世代の研究開発も推進すべきであります。

また汲めども尽きない更新性エネルギーとして、太陽エネルギーはいよいよ重要な地位を占めなくてはなりません。電卓からソーラー、ソーラープレーンにまで大型利用が

進んできた太陽電池の研究開発は、長期的な目標を定めて大いに推進する必要があります。太陽光発電は極めて有望であり、次の技術革新と量産体制の確立によって、主として小規模・分散型発電の最も大きな柱にすることができるはずであります。太陽熱集熱器と組み合わせたハイブリット型としてビルや住宅の民生用を中心に開発を促進することも必要でしょう。なお太陽光発電は国際協力による砂漠や赤道洋上での集中立地についても検討・研究開発を進めるべきであります。立地条件によって風力、潮力、波力等の発電やバイオマスの研究開発と導入を推進することも重要であります。核融合の研究開発は国際協力の強化によって拍車をかける必要があります。その第三は、エネルギー効率のよい交通体系の整備や製品の開発を推進することです。エネルギー消費原単位が、鉄道や海運は自家用乗用車や営業用トラックの約六分の一であることを重視して、よりいっそう効率的でバランスのとれた輸送・物流体系のモデルを策定し、その実現への目標を立てて推進する必要があります。

またエネルギーの不要な多消費や浪費につながる製品の開発と広告や、必要以上の大型化などのモデルエンジンは規制し、省エネ・高効率型機器の開発に力をいれ、精神的・物

質的により豊かな、しかも浪費を避ける生産

・生活様式を促進する必要があります。

先般の美浜原子力発電所における事故は、ひとたび事故が発生すれば安全性を確保するためには少なくとも同型の原発を一齊に停止して総点検し、多くの改善をする必要に迫られることを示しております。そのため、電力を原子力にたよることは、原子力の比重が高まるほど、深刻な電力危機を招くことになりかねません。のみならず取り返しのつかない悲劇的大事故発生の確率を高めることにもなり、しかも安全に処理・処分することが極めて困難な有害廃棄物を累増させることになります。従って、少しでも早く「原発なき日本」を実現することが必要になっているのであります。従つて、そのためにも以上のようにして、資源とエネルギーの利用効率の極大化と廃棄物の極小化による環境保全型経済社会の形成を促進することが大変重要になつてゐるのであります。

なおこうした改革は、わが国が率先して取り組むとともに、海外への協力も必要になつております。省資源、省エネルギー、自然エネルギー・新エネルギー、公害防止等の技術や理念については、発展途上国への無償又は安価な移転をはかり、熱帯雨林などの乱伐中止と森林育成などのためにも、積極的に国際協力を推進すべきであります。

以上のような資源とエネルギーの有効利用による環境保全型経済社会の形成をはからねばならないとして、そのための立法的な基礎を確立しようとするのが、本法律案を提案する理由であります。なおこの法案は、同時にわが党から提案される「廃棄物の適性処理法案」や「電気事業法改正案」や、政府提出の「再生資源の利用の促進に関する法律案」等の基本となるべき法律案であります。

次に本法律案の概要についてご説明いたしました。

第一は目的についてであります。

この法律は、資源及びエネルギーの大量消費と廃棄物の著しい増加により環境の悪化が進み、国民の健康で文化的な生活を確保することが次第に困難になりつつあること、及び世界有数の資源輸入国であるわが国は、今日の国際社会において共通の課題となつてゐる地球環境の保全について重大な責務を有することにかんがみ、資源及びエネルギーの利用効率の極大化と廃棄物の極小化による環境保全型経済社会、つまり環境に対する負荷が極小化された経済社会の形成を促進することにより、我が国における環境を保全し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活を確保することとともに、地球環境の保全にたいし積極的に貢献することを目的としたとしております。

第二は国の責務についてであります。

資源及びエネルギーの利用効率の極大化と廃棄物の極小化による環境保全型経済社会の形成の促進に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有することといたしております。

第三は地方公共団体の責務についてであります。

国の施策に準じて施策を講ずることともに、その地域の社会的、経済的条件に応じた環境保全型経済社会の形成の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有することと定めております。

第四は事業者の責務についてであります。

その事業活動を行うに当たり、資源及びエネルギーを効率的に利用するとともに、その供給する物品及び役務について、再使用、再生利用又はエネルギー源としての利用、つまりリサイクル利用が容易な物品及び資源等の節減に資する物品の重点的な生産と供給、物品の長期的使用を容易にするための措置、有害廃棄物の排出の防止及び回収、宣伝広告の適正化、包装の簡易化等、環境保全型経済社会の形成のために必要な措置を講ずる責務を有することといたしております。

第五は消費者の責務についてであります。

消費者は、資源等の有効利用に努めると

もに、循環利用等が可能な物品及び資源等の

節減に資する物品の選択、物品の長期的使用等合理的な行動により、環境保全型経済社会の形成に寄与する責務を有することといたしておあります。

第六は啓発活動の推進について、第七は法

制上及び税財政上の措置等について、また第八は国会への報告について定めておあります。

第九は基本計画について定めておあります。

まず政府は、環境保全型経済社会の形成を促進するための基本計画を策定しなければならないことといたしております。

つぎに基本計画は、以下にかかる事項すなわち、(1)環境保全型経済社会の形成のための基本構想、(2)資源の有効利用の推進に関する基本的事項、(3)エネルギーの有効利用の推進に関する基本的事項、(4)環境利用等が容易な物品と資源等の節減に資する物品の生産及び供給の拡大の推進に関する事項、(5)物品の長期的使用の推進に関する事項、(6)循環利用等の促進のための目標設定及び対策に関する事項、(7)有害廃棄物の排出の防止及び回収の推進に関する事項、(8)未利用エネルギーの研究、開発及び導入に関する事項、(9)環境保全型経済社会の形成に関する国際協力に関する事項、(10)その他環境保全型経済社会形成のため必要な事項、の一〇に及ぶ事項について定めるものとすることとしております。

第十は地方計画についてであります。

地方公共団体は、基本計画を基本として、当該地方公共団体の区域における環境保全型経済社会の形成の促進に関し必要な事項につ

いて、環境保全型経済社会の形成を促進するための計画を策定するものとすることとしております。

最後に審議会についてであります。

環境庁に、環境保全型経済社会形成審議会を置くことといたし、審議会の委員は、事業者、事業に従事する労働者、消費者、地方公

共団体の長、学識経験を有する者のうちから二五人以内において、内閣総理大臣が両議院の同意を得て任命することといたしております。

以上この法律案の提案の理由と概要についてご説明いたしました。本委員会が、本法律案の重要性と緊急性とを十分に配慮され、速やかな御審議の上に満場のご賛同をもって採択されることを切望いたします。

一九九一・三

## 資源及びエネルギーの有効利用による

### 環境保全型経済社会形成促進法（案）

#### 目次

#### 附則 第一章 総則 (目的)

#### 第一章 総則

第一章 総則（第一条～第八条）  
第二章 基本計画等（第九条・第十条）  
第三条 環境保全型経済社会形成審議会

（第十一條・第十二條）

第一条 この法律は、資源及びエネルギー（以下「資源等」という。）の大量消費と廃棄物の著しい増加により環境の悪化が進み、国民の健康で文化的な生活を確保することが次第に困難になりつつあること及び世界有数の資源輸入国である我が国は今日

の国際社会において共通の課題となつてゐる地球環境の保全について重大な責務を有することにかんがみ、資源等の利用効率の極大化と廃棄物の極小化による環境保全型経済社会（環境に対する負荷が極小化された経済社会をいう。以下同じ。）の形成を促進することにより、我が国における環境を保全し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活を確保するとともに、地球環境の保全に対し積極的に貢献することを目的とする。

#### （国の責務）

第二条 国は、資源等の利用効率の極大化と廃棄物の極小化による環境保全型経済社会の形成（以下単に「環境保全型経済社会の形成」という。）の促進に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

#### （地方公共団体の責務）

第三条 地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該地域の社会的、経済的条件に応じた環境保全型経済社会の形成の促進に関する施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

#### （事業者の責務）

第四条 事業者は、その事業活動を行うに当り資源等を有効に利用するとともに、その供給する物品および役務について、再使用、

再生利用又はエネルギー源としての利用（以下「循環利用等」という。）が容易な物品及び資源等の節減に資する物品の重点的な生産及び供給、物品の長期的使用を容易にするための措置、有害廃棄物の排出の防止及び回収、宣伝広告の適正化、包装の簡易化等環境保全型経済社会の形成のために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、国又は地方公共団体が実施する環境保全型経済社会の形成の促進に関する施策に協力する責務を有する。

#### （消費者の責務）

第五条 消費者は、資源等の有効利用に努めるとともに、循環利用等が容易な物品及び資源等の節減に資する物品の選択、物品の長期的使用等合理的な行動をとることにより、環境保全型経済社会の形成に寄与する責務を有する。

#### （啓発活動の推進）

### 第一章 基本計画等

#### （基本計画）

第六条 国及び地方公共団体は、学校教育、社会教育その他のあらゆる機会を通じて、限りある資源等を有効に利用することの重要性の周知徹底、環境に対してできる限り負荷を与えない生活様式の奨励等環境保全型経済社会の形成に必要な啓発活動を推進するものとする。

#### （事業者の責務）

第七条 政府は、環境保全型経済社会の形成

の促進に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上、金融上及び税制上の措置を講ずるものとする。

#### （年次報告等）

第八条 政府は、毎年、国会に、環境保全型経済社会の形成の現況及び政府が環境保全型経済社会の形成の促進に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係わる環境保全型経済社会の形成の現況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

#### （年次報告等）

3 政府は、前項の講じようとする施策を明らかにした文書を作成する場合には、あらかじめ、環境保全型経済社会形成審議会の意見を聽かなければならない。

### 事項

- 三 エネルギーの有効利用の推進に関する基本的事項
- 四 循環利用等が容易な物品及び資源等の節減に資する物品の生産及び供給の拡大の推進に関する事項
- 五 物品の長期的使用的推進に関する事項
- 六 循環利用等の促進のための目標設定及び対策に関する事項
- 七 有害廃棄物の排出の防止及び回収の推進に関する事項
- 八 未利用エネルギーの研究、開発及び導入に関する事項
- 九 環境保全型経済社会の形成に関する国際協力に関する事項
- 十 その他環境保全型経済社会の形成のために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成して、閣議の決定を求めるべき事項を定めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成する場合には、予め、環境保全型経済社会形成審議会の意見を聽かなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、第二項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。
- 6 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。  
(地方計画)

### 第十一条 地方公共団体は、当該地方公共団体の区域における環境保全型経済社会の形成

に關し必要な事項について、当該区域における環境保全型経済社会の形成を促進するための計画（次項において「地方計画」と言う。）を策定するものとする。

- 2 地方計画は、基本計画を基本とするものとする。

のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

- 3 前項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、同項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

4 前項の場合においては、任命後最初の国

会で両議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

5 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他の委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

8 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 委員は、事業者、事業に從事する労働者、消費者、地方公共団体の長及び前条第二項に規定する事項に関し学識経験を有する者
- 10 委員の互選により審議会の会長として定

められた者は、会務を総理する。

11 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関

の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

12 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 附 則

(施行期日)

一九九一・三・一二

1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第十九号の八の次に次の一号を加え

十九の九 環境保全型経済社会形成審議会委員

（環境庁設置法の一分改正）

3 環境庁設置法（昭和四十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第五号の二の次に次の一号を加える。

五の三 資源及びエネルギーの有効利用による環境保全型経済社会形成促進法（平成三

#### 理 由

資源及びエネルギーの大量消費と廃棄物の著しい増加により環境の悪化が進み、国民の健康で文化的な生活を確保することが次第に困難になりつつあること及び世界有数の資源輸入国である我が国は今日の国際社会において

年法律第 号）に基づく内閣総理大臣の権限に属する事項について内閣総理大臣を補佐すること。我が国における環境を保全し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活を確保するとともに、地球環境の保全に対し積極的に貢献するため、資源等の利用効率の極大化と廃棄物の極小化による環境保全型経済社会の形成を促進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 美浜原発事故の問題点（中間報告）

日本社会党美浜事故調査団  
団長：辻 一彦

(1) 操作時間が七分も違つ虚偽の発表

1 福井県原子力安全対策課の一月一〇日付けの文書によると、関西電力は一三時五五分にB主蒸気逃し弁を解放し、一三時五六分にA蒸気発生器の主蒸気隔離を実施した、と県に報告している。マニュアルでは「破損蒸気発生器（A）の二次冷却系に漏れ込んだ放射能は、健全側（B）主蒸気逃し弁の方に流れ、そこから大気中に放出されたことになる。これは操作ミスなのか、それとも一次系蒸気逃し弁を使用して」と明示してあるのに、今日は破損蒸気発生器（A）が隔離される前まで急いで主蒸気逃し弁を開かなくてはなら

なかつたのではないか。

2. 社会党がこのことを質したところ（二月二十五日予算委員会、辻一彦）、三月一日になつて関西電力は、A主蒸気隔離弁の閉操作を一三時五五分にしたのに閉じきらず、一四時〇二分に現場で増締めを完了させ、同時にB主蒸気逃し弁の開操作をしたと、つじつま合わせのごとく訂正して発表した。

三月一日になつてから、B主蒸気逃し弁の開操作の時間を当初の報告よりも七分も遅いこととしたのである。七分の違いは余りにも大きすぎる。県への報告が虚偽なのか、それとも三月一日の発表が虚偽なのか。しかもA主蒸気隔離弁は制御室の操作では閉じきらなかつたという。いずれも重大なことである。実際には七分間にわたりA蒸気発生器が隔離されないまま、かなりの量の放射能がB主蒸気逃し弁から放出されていた恐れがある。放出来られた蒸気と放射能の量は厳密に計算され直さなくてはならない。特に放出蒸気を写真に収めていたような見学者が、もし風下に位置していたとしたら、放射能をどれほど吸入したかが問題である。

### (2) 緊急炉心冷却装置 (ECCS) が機能したか

1. ECCSの高圧注入ポンプが作動したのに、流量のチャートコピーを見るとほとん
2. もし蒸気発生器のチューブが一本ではなく、一本、三本と破断していたらどうなるか。一本のチューブの破断口から水が勢いよく噴射することによって大きく振動し、隣のチューブに激しく当って、二、三本を破断させるようなこともあります。その時はこの程度の能力しかないポンプでは、いかに作動しても、炉内の水位は容易に失われ、炉心溶融にいたる恐れがある。ポンプの設計ミスか、製作ミスではないか。

### (3) 加圧器逃し弁と安全弁

1. 加圧器逃し弁が二系列とも緊急必要時に開かなかつたことも重大である。もし原子炉の圧力が上昇したときに、これが適度に閉して圧力調整ができなかつたら、あとは一基の安全弁が的確に開かなかつたら、原子炉は破裂することになるし、降圧したとき開きっぱなしで迅速かつ完全に閉じないようなことがあれば、冷却水を喪失してスリーマイルのような事態となる。
2. 弁は高温と同時に片側は高圧に長時間曝されているために、現在の構造と材質ではヒズミを生じている恐れがある。定期点検のような常温・常圧のもとでのテストでは正常に開閉できなくなる恐れもある。原子炉のこの弁については、火力のボイラーのように稼働時にテストしてみるわけにはいかないだけに深刻である。すべての加圧水型炉での逃し弁の改造が必要になるのではないか。
3. 三月一一日になつて通産省は関電のいうとおりに、二つの逃し弁が作動しなかつたのは、それを動かすための空気供給系の弁を前回の定期点検時に運転員が誤って閉じていたことが原因であると発表した。安全にとつて不可欠な圧力逃し弁が七ヶ月も作動不能な状態で稼働してきたことになる。点検が終了してスタートアップする前にこの重要な圧力逃し弁の開閉テストをしていなかつたなどということは考えにくい。発表通りの原因だと

すれば、今日の定期点検と稼働がいかにずさんで不十分な手順でやられているかを示している。ここでも「作業員の単純な操作ミス」の名のもとに、眞の理由が隠されてしまう恐れがある。

#### (4) チューブの破断は防ぐことができるか

1. 定期点検時にすでに傷が存在していても、円周方向の傷は従来の渦電流探傷方式では発見が困難で時間もかかるために、従来は軸方向の傷しかチェックしてこなかつた。

一九八八年一〇月に大飯一号機での管板付近（最下部）でチューブが円周方向に割れていたことから、八九年の定期検査からは管板附近に限って円周方向の検査も美浜一号、三号、大飯一号、二号の四原発だけは実施してきたとされているが、これでは第一に、今回の事故のような支持板付近（上部）はどれもまったく検査されていない。美浜二号、高浜一、二、三、四号では管板付近さえ検査されていない。伊方、玄海、泊もそうであろう。

2. 美浜の事故は、場所といい、完全破断といい、一九八七年七月のアメリカのノースアンナの事故と類似している。二度あることは三度ある。それを防止するには、すべての蒸気発生器の、少なくとも同様な支持板付近のチューブの円周方向の傷が発生していないかどうか、傷がなくとも金属疲労が進行していなかったかを検査することが是非必要である。

いかどうかを検査することが是非必要である。

3. 従来の渦電流探傷法では、チューブに腐食やひび割れが進行しても、肉厚の二割以下の腐食や、肉厚の四割以下のひび割れでは、検出されない。探傷方法自体を根本的に改善する必要があるが、それだけでなく、振動による金属疲労の有無を検出する方法を確立する必要が生まれている。

4. ノースアンナで明らかになつたように、支持板の腐食が原因になつているとすれば、

支持板の腐食の有無をきちんと点検する必要がある。これは従来やられていないが、検査方法の確立も困難であろう。炭素鋼の支持板のものはステンレスの支持板の蒸気発生器に全部取り替える必要がある。

5. 三月一日になって通産省はこれも関西電力のいうとおりに、「振れ止め金具が設計どおりの範囲まで入つていなかつたこと」が原因であると発表した。蒸気発生器のチューブの腐食は美浜一号機の稼働当初から深刻な問題になつていていたことだけに、一八年間にわたつて定期点検でも振れ止め金具の挿入欠陥が発見されなかつたなどということは考え難いことである。定期点検がいかにすざんなものであるかがここでも証明されている。

実際にはいくつかの原因が複合的に作用しておる。今日までにも单一の原因を除去して

も損傷をなくすることはできていない。振れ止め金具との接触部自体も腐食や疲労の原因になりうる。振動そのものをなくする必要があり、そのためにもチューブをU次型に曲げる縦型方式自体に無理があり、構造的な欠陥になつてるので、横型の直管チューブ方式に変える必要があらう。設置空間の制約等から、当面は縦型をとらざるをえないとしても、それなりに改善された新しいものに全面的に交換すべきである。

#### (5) もれた水量と炉内の状態

1. 一次冷却系から二次冷却系にもれた水は「一〇〇数トン」であるのにたいし、ECCSと補給系から一次冷却系に注入された水は「七〇トン」とされているが、その差約五〇トン（四〇数トン）がどこにいったかは、いかに追求しても、いまだにまともに答えられない。三月六日になって資源エネルギー庁は、一次冷却水の二次系への漏れ量は「五十五トン」だったと訂正している。主蒸気逃し弁から大気中に放出された水蒸気量がどれほどだったかは、いまだに示されていない。

2. 事故時に加圧器の水位はたちまち完全に消え、原子炉内の水位がどこまで下がったかはまったく不明である。加圧器の圧力は急速に低下し、飽和温度つまり沸点が低下して、冷却水の温度は沸点に急接近し、ほとんど沸

騰したかに見える。この時、燃料棒上部の温度がどこまで上昇し、中性子束がどのように変化したかが分かるだけの資料は、いまだに提出されていない。ECCSの作動とともに一次冷却水ポンプは停止し、一時間余り停止したままであったが、その間、炉内は自然対流によって十分に冷却されていたのかも不明である。炉内の水位が低下したり、沸騰への

接近によって蒸気発生器のU字細管上部に気泡を生ずれば、自然対流による冷却は阻止される。当事者が事象内容の説明を用意するのに多くの日数を要しているところを見ると、炉内には相当深刻なまたは予想しえなかつた事態が起つていていた疑いもある。

#### (6) 主蒸気逃し弁の前でも放置された見学者

ECCSが作動したのに、子どもをふくむ八〇余名の見学者が敷地内で何も知らされないまま見学を続けていた。たいした放射能が出てなかつたからと説明されているが、この時、蒸気発生器Bの主蒸気逃し弁は開かれ、Aの主蒸気逃し弁も三度にわたり開き、汚れた蒸気が見学者に写真を撮れる場所で放出されている。しかもその放射能濃度は、蒸気発生器ブローダウン水モニタを見ると、振り切れていてどれほど高かったかは判らない状態であった。結果としてはさほど高くなかったとさ

れているが、緊急措置が作動して、主蒸気逃し弁が開き、汚れた蒸気が見学者の眼前に放出されるような状態で、見学者をそのままにしては大変なことである。このような緊急時ににおける見学者への迅速な通報と的確な避難誘導の方法を新たに定め、実施すべきである。

#### (7) 破綻したLBBの法則

1. 記録のコピーを見ると、二次冷却水の放射能濃度は緊急手動停止を促すような顕著な予兆のないまま、ある瞬間に突然飛躍的に上昇し、原子炉内の水位が急降下して、緊急自動停止（スクラム）とECCSが作動している。LBB (Leak Before Break = 破断前には漏れあり) の法則が働くから大丈夫である、という国や企業の従来の説明は破綻した。ピンホールが発生して徐々に時間をかけて大きくなるような腐食ばかりでなく、金属疲労の蓄積と振動によつて急に破断する事態のあることを示している。

#### (8) 必要な総点検と電力危機

1. このような重大な欠陥の存在が判明したからには、絶対に起こしてはならない悲劇的な事故を防ぐために、加圧水型炉はすべてを速やかに停止して、蒸気発生器のチューブや支持板や振れ止め金具や、加圧器逃し弁や、ECCSの能力や、炉壁の中性子脆化やひびの有無などを、総点検することが必要不可欠である。

常的にぶれがおおきいので、今度のようならずかな予兆（変化）に敏感・迅速に対応させ出されるような状態で、見学者をそのままにしたのは大変なことである。このような緊急時ににおける見学者への迅速な通報と的確な避難誘導の方法を新たに定め、実施すべきである。

#### 3. 結局、関西電力は「一時間あるいは四〇分」との稼働平均法」を新たに採用する

とは断念し、従来通りのチャート上における記録の推移の監視と、サンプリングによる分析とからオペレーターが判断することに決めた。チャートのプロットはいつも大きくばらついているし、サンプリング分析は一回に四〇分もかかるし、今度のような場合はさしたる変化もないまま突然に急上昇するので、それらの的確な把握から手動停止することなどによって、チューブの破断を未然にキャッチし防止することは不可能である。

2. 企業自身の報告には先にも見たように虚偽や誤りが入りやすい。ところが通産省の発表は企業の報告のとうむ返しの感があり、

一九九一・三・一九

原子力安全委員会もダブルチェックの機能をさっぱり果たせていない。客観的な事故調査を実施するためには、航空機事故調査委員会のような、主として第三者で構成する公正な事故調査委員会を作る必要がある。

3. 事故時における施設内見学者への通報が欠落していることは論外である。地元自治体に対する通報もいつものことながら遅きに失している。見学者、地元及び周辺自治体への迅速な通報体制の確立が必要である。比較的近い非立地自治体と企業との安全協定も必要になっている。

4. このような事故が発生したときは、同型の原発は一斉に停止して総点検することが必要である。そのため発電における原発の比率が高くなるほど、ひとたび事故が発生したときは電力危機を招くことになる。本当に電力の安定供給をはかるためには、今度の教訓に学んで、原発の比率を減らし、いちにちも早く脱原発を可能にする政策を推進しなくてはならない。

よって政府は、一九九一年度畜産物政策価格等の決定にあたり、わが国畜産の発展と国民に安全な食糧を供給するため、左記事項を実現するよう強く申し入れる。

## 一九九一年度畜産物価格ならびに 政策確立に関する申し入れ

記

畜産をめぐる最近の情勢は、牛乳、乳製品、牛肉、豚肉ともに需要が伸びている反面、畜産、酪農に対する将来展望がもてないことから廃業する農家が急増している。これは長年

にわたる畜産物価格の抑制とともに、負債の累積、それに最近のヌレ子牛、経産牛の暴落といった状況が加わり、畜産農家が四月からの輸入自由化を前にして、早々に経営から撤退することにしたためとみられる。

(1) 加工原料乳保証価格は、酪農家の所得と再生産を補償するとともに、最近の酪農経営の厳しい状況を開拓するため、少なくとも現行水準以上に引き上げること。

また、加工原料乳の限度数量については、酪農家に生産意欲をもたせるとともに、乳製品の需要の増加に即して引き上げること。

(2) 牛肉、豚肉の安定価格は、畜産農家の所得と再生産の確保、経営の安定・向上がはかられるようすくとも現行水準以上に引き上げること。

(3) 肉用子牛の保証基準価格は農家の再生産が確保される水準に決定し、合理化目標価格は輸入牛肉に対抗しうるよう決定すること。また、価格の暴落が続いているので、肉用子牛生産者補給金制度の円滑・適性な運用がはかられるようとすること。

## 二 畜産・酪農政策の確立について

(1) 畜産物の輸入を規制とともに、脱脂粉乳、バター等の現行輸入規制措置を堅持し、輸入自由化はおこなわないこと。

また、政府が需給計画をたて、需給調整は政府が責任をもっておこなうこと。

(2) 輸入農産物の安全性を確保するため、検査体制を強化すること。また、ガット

・ウルグアイランド農業交渉のなかで

食品添加物や農薬の使用基準の統一がはかられようとしているが、国内の現行安全基準が緩和されることのないようにす

(3) 畜産農家の固定化負債を解消し経営を改善するため、政府資金の返済猶予、元金優先返済、超長期・低利資金の融資制度の創設など抜本的な負債整理対策をおこなうこと。

一九九一年三月一九日

日本社会党中央本部  
委員長 土井たか子  
農林水産局長 竹内猛  
農林水産部会長 村沢牧  
畜産対策委員長 菅野久光  
農林水産大臣 近藤元次 殿

## 繭糸価格決定に関する申し入れ

一九九一年三月一九日

一九九一年三月一九日

日本社会党中央本部  
委員長 土井たか子  
農林水産局長 竹内猛  
農林水産部会長 村沢牧  
畑作対策委員長 細谷昭雄 牧  
農林水産大臣 近藤元次 殿

わが国の歴史的・伝統的民族産業である蚕糸業は、昨年らしい繭、生糸等の価格が再生産可能な価格を大幅に下回り、繭生産量も戦後

最低水準となり、蚕糸業は崩壊の危機に直面している。

政府は、繭、蚕糸等の生産基盤を維持、発

(4) 牛乳・乳製品、食肉等の国産畜産物の製造は中止させること。

自給飼料の確保をはかるために、既耕地等の生産基盤を整備・拡充するとともに、配合飼料価格安定制度の強化のため、財政負担を増額すること。

記

一、一元輸入による繭糸価格安定制度を堅持し、安定基準価格を引き上げること。

一、実勢糸価を再生産可能な水準に引き上げ安定させること。

一、生糸、繊維物の輸入を大幅に削減し、国内产生糸、繊維物の需要拡大をはかること。

一、繭生産を増大させるため、養蚕振興施策を強化すること。

一、繭、生糸等の生産基盤を確保するため、助成措置を強化するとともに、製糸工場等の従事者の雇用の安定に努めること。

右、申し入れる。

## 一九九一年度政府予算案の衆議院通過に当たつて（談話）

日本社会党政策審議会

会長 伊藤茂

一、本日、一九九一年度政府予算案は、自民党一党的賛成により衆議院において可決された。しかし、相変わらず「産業・軍備重視、生活軽視」の予算案であり、わが党が主張した「軍縮・福祉・公正・分権」の予算とはなっていない。主に米国の戦費負担を目的とした九〇億ドルの拠出のための今年度第二次補正予算に関連して修正されただけの来年度本予算案が衆議院を通過するに至つたことは誠に残念である。

一、今回の予算審議は中東の湾岸戦争という事態に直面するなかで行われ、それに対するわが国の対応をめぐって集中的な論議が展開されてきた。わが党は、戦争の即時停戦、平和解決のために貢献すべきであることを強く求めたにもかかわらず、政府・自民党はそれを無視し、戦争に加担する戦費負担や自衛隊機の派遣に躍起になり、憲法の形骸化を画策した。こうした態度は強く指摘されなければならない。湾岸戦争は悲惨な破壊をもたらした空爆、そして大規模

対策として、来年度予算で一〇億円程度減額され、今後五年で千億円余りの減額がなされる。三年経過後の中期防衛力整備計画の見直し時に今回の減額措置を反映するところだが、なぜ今次期中期防の変更を確約できないのか。世界的軍縮の流れに対応して中期防の総額の変更、装備調達計画などの圧縮に直ちに着手すべきである。

一、わが党は、政府予算案が、激変する内外情勢に適切に対処しておらず、二一世紀への展望を全く明らかにしない従来型の予算案であったため、政府予算案の組替えの要求書を政府に提出した。

その内容は、防衛費の三〇〇〇億円の削減をはじめとして、中東和平の実現と戦後復興への全面的協力、高齢化対策など福祉施策の充実、農林漁業の再建、教育文化の振興、そして地価税の改善、消費税の緊急是正などを柱としていた。しかし、与野党間で大きな国民的課題となっている労働時間の短縮や福祉施策の充実、消費税の是正等について協議がなされ、政府答弁を通じ一定の前進があつたものの、予算案そのものにはそれが生かされていない。

わが党は参議院において引き続き二世紀に向けて平和・福祉国家＝日本の創造を展望した予算、国民の期待に応えられる予算の実現をめざし全力をあげる決意である。

## 暫定予算について（談話）

自民・社会・公明・民社  
政調・政審会長合意

平成三年三月二十七日

一、暫定予算の制度は、現憲法下で設けられた財政民主主義を貫くための制度である。すなわち、旧憲法では議会の意思にかかる

らず前年度予算を施行出来るとしていたものから、国会の意思によって処理すべきものとしている。

改正要綱試案」を発表した。その後、各界の意見を聴取するなどして、本年一月二二日、法制審議会民法部会で「借地法等改正案要綱案」としてまとめられ、二月四日の法制審議会総会で同案が採択され、法務大臣に答申された。

この要綱案をもとに策定されたのがこの度の借地・借家法案等である。これは、国民生活に相当な影響を与える法案であるだけに、社会党法務部会及び借地・借家対策特別委員会はそれらの分析・評価を慎重に進めてきたが、これらの作業をもとに以下の通り、借地・借家法案等への態度を決定することとした。

借地法、借家法、建物保護法、民事調停法を改正する法律案（借地・借家法案と民事調停法改正案。以下、「借地・借家法案等」と呼ぶ）とめ、一九八九年三月には「借地法・借家法

二、憲法八三条、財政法第三〇条の趣旨からして、一日たりとも予算の空白をつくるべきではない。それは、提案権を持つ政府の責任であり、また議決権を持つ国会の責任でもある。

三、その趣旨からすれば暫定予算については、与野党が合意し行政運営上必要最小限の経費にとどめるべきものである。暫定予算を必要とする事態が発生した場合には、このような立場で対応するものとする。平成三年度の暫定予算についてもこの趣旨で処理する。

一九九一・三・二二

## 借地・借家法案等に対する態度

日本社会党法務部会  
日本社会党借地・借家対策特別委員会

が内閣提出法案として今国会に提出された。

法務省は、一九八五年一〇月から法制審議会民法部会で借地法及び借家法の改正について審議を開始し、一九八五年一月には「借地法・借家法改正に関する問題点」をとりま

## 二、総括的態度

今回の借地借家法案等に「反対」である。

① 借地法・借家法は民法の特別法である。これは自由契約のもとでは、地主・家主が借地人・借家人より優位にあることから、地主・家主の私権の一部を制限することによって借地人・借家人の地位の安定化をはかるとともに、「持てる者」と「持たざる者」との関係を形式的ではなく実質的に対等な契約関係を保障するためのものである。

② 法制審議会は一九八九年三月、「借地・借家法改正要綱試案」を発表しが、法曹界の強い批判をはじめ、世論の反対にさらされ、そのため、今回の改正案では、各界から指摘をされた一部分について削除または手直しが行われたものである。

しかし、借地法・借家法が求める借地人・借家人の地位の安定化の中心をなすものは、限定された「正当事由」であり、また更新後の長期的な存続期間である。従って、部分的な削除や修正がなされても、「正当事由」が著しく拡大され、存続期間が大幅に短縮された今回の改正案が、借地法・借家法の根幹を骨抜きにするものであることには変わりない。

③ 中曾根内閣が民活や規制緩和を唱えたことによって、リクルートコスモス（リクルート社の不動産会社）の株譲渡汚職が象徴するような近年のバブル的な地下高騰や、弱者を暴力的に追い出す地上げの横行が誘發され社会問題化する中で、法制審議会は一九八五年、借地法・借家法見直しに着手することを公表したが「地主・家主に有利な方向で改正される」実態が報道されたこともあって、地上げ屋や開発業者を勢いづかせ、借地人・借家人を不安に陥入れたことは記憶に鮮明である。この恐るべき幻影

が実態法となつた今回の法改正がもたらす悪影響は予想を越えて大きなものがあると言わざるを得ない。

④ 今日、必要なことは、借地法・借家法によって確立された借地人・借家人の権利を擁護し、借地権・借家権の近代化をはかるとともに、国民の立場にたつた都市計画の基礎作りを早急に行い、関係者の合意のもとに秩序ある街づくりを進めることがある。

## 三、重要な問題点

借地借家法等の中で特に重要な問題点は、次の五点である。われわれはこれらの点を重視しながら国会での取組を進め、われわれの考えが実現される方向で努力を行うこととする。

### 1 正当事由の見直し（借地法・借家法関係）

借地法・借家法の政党事由の見直しについては、再開発目的の立ち退き請求が認められやすくすることを目的としているものと見られる。再開発は利害関係者の理解と納得のものと、地方公共団体等公的機関の積極的関与とともに進められるべきものであり、私法においては、開発業者を勢いづかせ、借地人・借家人を不安に陥入れたことは記憶に鮮明である。この恐るべき幻影

い。正当事由は、地主家主のやむにやまれぬ

自己の使用、自己の必要を中心とする概念の範囲内で設定されることが検討されるべきである。

## 2 契約の更新後の存続期間（借地法関係）

政府は借地契約の更新後の存続期間を原則一〇年としようとしているが、これでは、地価の一一定割当が更新料として地主から要求される中で、借地人の負担を過大にし、かつ、居住権の安定性を損なうことになる。したがつて一〇年ではなく二〇年以上とすることが検討されるべきである。

## 3 確定期限の借家の特例（借家法関係）

「転勤等貸主がその建物を生活の本拠として使用することができない事情がある場合の賃貸借については、確定期限で借家権が消滅する旨の特約をすることができる」とする、確定期限の借家の特例については、貸主の転勤という、この特例の本来の主旨においては理解できる。しかし、現場での力関係の相違により、これが拡張解釈され、事実上の「定期借家権」として新規借家契約における借家の居住権を著しく後退させるおそれがある。借地関係と比べ、借家関係においては本人のやむを得ざる理由により借家人（借間人を含む）が転居を強いられる（したがつて新規に契約をせざるを得なくなる）場合が多いことにも鑑み、確定期限の借家の特例がその本来

の主旨に限定されるような措置をこうずることが検討されるべきである。

## 4 地代・家賃の増減の手続き

政府は地代・家賃の増減の手続きについて調停前置主義を導入し、かつ、調停委員会の制度を導入しようとしている。しかし、地代・家賃の増減を調停に付するかどうかは関係当事者の合意によるべきであり、また、調停条項に服する旨の書面による合意についても、借り側の十分な理解と納得がないまま行われる危険があるので、このような強制規定の導入は好ましくない。

## 5 改正点の既存契約関係への影響について

今回の法案が国会に提出する直前に、「更

- ① 借地・借家問題は都市基本法、住宅基本法等の課題と相互調整を要する。  
② 借地権が税法上、資産扱いとなり、相続税の控除と課税の対象となっているので、借地権を税法上明確にして、抵当権問題もからめて斎一を記すことを将来の検討課題とする。  
③ これを契機に、党として全国に借地・借家人組合を作り、居住権の安定をはかる運動を作り出すこととし、その実践の上で将来の理想的借地・借家体系を形成する。

特別扱いが排除される危険をはらんでいる。

### 〔注〕



## 借地法等改正要綱の検討課題と協議結果（参考資料）

日本社会党借地・借家対策特別委員会

法務省は一九八五年一〇月から、法制審議

会民法部会で借地法及び借家法の改正について審議を開始し、一九八五年一一月には「借地法・借家法改正に関する問題点」をとりまとめ、一九八九年三月には「借地法・借家法改正要綱試案」を発表した。その後、各界の意見を聴取するなどして、本年一月二二日、法制審議会民法部会で「借地法等改正案要綱案」としてまとめられ、一月四日の法制審議会総会で同案が採択され、法務大臣に答申さ

れた。

従来、借地法・借家法は、「持てる者」と「持たざる者」との相違によって住生活や営業活動等の長期安定が損なわれないよう、借地人や借家人の権利の保護を目的としてきた。

ところが近年、地価の高騰や都市への人口・経済の集中により、土地の有効利用を求める地主・家主及び開発資本の声が高まり、これに対応した中曾根民活路線の一環として打ち出されてきたのが八五年一月の「借地法・

借家法改正に関する問題点」であり、その内容を一部を除いて引き継いだのが今回の「借地法等改正要綱」である。

この「借地法等改正要綱」の検討課題を、左記の通りまとめ、本年二月二六日の法務部会と借地・借家対策特別委員会の合同会議で協議し、下欄の通りの協議結果を得た。この協議結果にしたがい、国会での取り組みが行わるべきだと考えられる。

第一 借地法関係	現行規定	検討課題	協議結果
第一 最初の存続期間 原則三〇年。契約で三〇年を超える存続期間を定めることができ る。			
1 石造り等の堅固な建物の所有を目的とする場合は、原則六〇年。ただし、契約で三〇年以上の期間を定めることができる。 2 堅固でない建物の所有を目的			

「要綱」

現行規定

検討課題

協議結果

とする場合は、原則三〇年。ただし、契約で一〇年以上の期間を定めることができる。  
(第二一条)

地主と借地人の力関係もあり堅固な建物の最初の存続期間も一律三〇年でいいのかどうか。

この部分については特に問題はない。

一 2 契約の更新後の存続期間  
原則一〇年。契約で一〇年を超える更新後の存続期間を定めることができる。

1 堅固建物所有を目的とする場合は、原則三〇年。ただし、契約で三〇年を超える更新後の存続期間を定めることができる。  
2 非堅固建物所有を目的とする場合は、原則二〇年。ただし、契約で二〇年を超える更新後の存続期間を定めることができる。

(第五、第六条)

1 借地における更新料が地価の一〇%と言われる中で、一〇年ごとの更新というのは借地人にとつて過大な負担とはならないか。

2 更新のサイクルを短くすること

との見返りとして更新料の水準を引き下げるようなことは可能か（一九六〇年要綱では地価の三%）。

3 「ちょうど建物が朽廃するよ

うな時期に契約更新の時期が来るのが望ましい。したがって、契約更新後の存続期間はなるべく短い方が良い」ということが言えるのかどうか。

一〇年は不可であり問題がある。  
一〇年ごとの更新は、その度に更新料が負担となり、借地人にとつて大きく不利になる。

1-3 更新後の建物の滅失

建物が滅失した場合において、土地所有者の承諾なく借地権者が建物を新たに築造したときは、土地所有者は、契約関係を解消することができる。

土地所有者が新たな築造を承諾しないときは、裁判所は非訟事件手続により、事情に応じて土地所有者の承諾に代わる許可を与えることができる。

土地は所有者の承諾があり、建物が新たに築造されたときは、存続期間は二〇年延長。  
〔注〕非訟事件手続……非訟事件とは民事上の生活関係を助け、ま

一要綱一

た監督するために国家（裁判所）が直接かつ後見的作用を営むもので、その実質については行政作用と見られている。対立的な立場の利害の調整を、裁判所の大きな裁量のもとでしようとする通常の裁判手続とは異なった手続である。

現行規定

建物が滅失し、再築に対して土地所有者が遅滞なく異議を述べたときは、存続期間は変わらず、当初の更新期間となる。異議を述べなかつたときは、建物の滅失時から堅固建物の場合は三〇年、非堅固建物の場合は二〇年。

検討課題

1

現行法では区別されている「朽廃」と火事等による「滅失」を、改正案では一緒に「滅失」として取り扱おうとしているが

このことは妥当か。火事等による「滅失」の場合は「朽廃」の場合よりも借地人により手厚い制度とすべきとの論理が成り立つかどうか。

協議結果

2 非訟事件手続によつても必ずしも借地人に有利な決定が出るとは限らない。この点をどう考えるか。

「朽廃」と「滅失」は区別すべきである等、問題がある。

## 二 正当事由

契約の更新拒絶は、正当事由がある場合に限りすることができる。

正当事由の有無は土地所有者、借地権者双方の土地使用の必要性のほか、借地に関する従前の経過、土地の利用状況をも考慮して定められる。また、正当事由の有無の判断に当たっては、土地所有者が提供を申し出た財産上の給付（立退料）も考慮される。

契約の更新拒絶は、土地所有者が自ら土地を使用する場合その他正当事由がある場合に限り、することができる。（第四条第一項ただし書き）

（弱い立場の借地人が保護されていたのは、その正当事由が狭義に解釈されてきたからだ。その解釈を拡大しようという今回の改正要綱の次の諸点について検討する必要がある。）  
1 借地法の中の正当事由に関する表現を変える目的は何か。ただ単に従来の判決の流れをふまえただけならば、それをわざわざ書き込む必要はないのではないか

いか。

<sup>2</sup> 再開発目的が更新拒絶の正当事由として認められやすくするために、正当事由に関する表現を変えるということならば、そのことをどう評価するか。例えば、都市開発法第一四条は、市街地再開発組合の設立の認可を都道府県知事に申請する場合、施行区域内の借地権者の三分の二以上の同意を得なくてはならない等、再開発事業における借地権者の権利を尊重しているが本来、借地権者も納得した上で再開発を進めるというような考え方が必要ではないか。

<sup>3</sup> 一九八九年三月の法務省民事局参事官室の「借地法・借家法改正要綱試案」では、「正当事由の有無は、土地所有者及び借地権者が土地の使用を必要とする事情、借地に関する従前の経過、土地の利用状況、土地の存する地域の状況その他一切の事情を考慮して定められるものとする」となっていたが、今回の要綱では「土地の存する地域の

			<p>4 従来の裁判例でも、貸し側の困窮度が借り側の困窮度よりも著しい場合は、再開発目的も正当事由として認められているようであり、再開発目的が一切、正当事由として認められないわけではないことについて、どのように考えるか。</p>
	<p>三 定期借地権 1 存続期間を五〇年以上と定めた場合。 2 事業用の建物を建てるため、存続期間を一〇年から二〇年と定めた場合 3 借地権の設定後三〇年経過した時以後に借地上の建物を土地所有者に譲渡する旨の特約をした場合</p>		<p>正当事由をこのように区分明示をし、契約更新拒否にいくための道をあけることは、認められない。特に、「土地の利用状況」という場合、「土地の存する地域の状況」も含まれることになる。立退料について明記されたこともあり、このことは借主の犠牲のもとに貸主の利益をはかり、地上げを促進することになる。</p>
	<p>これらの場合には、存続期間の満了時には借地権は更新されないものとすることができる</p>		

「要綱」	現行規定	検討課題	協議結果
(定期借地権制度)。	なし		
<p>1 これを導入することによって、果たして借地が増大するのかどうか。また、これが導入されると「二本立て」になるが、新たな借地関係に切り替えられて借地人の権利が後退するおそれはないのか。</p> <p>2 既存借地関係には、定期借地権は適用されず、既存借地関係が終了した後に新たな契約をする形ではじめて定期借地権が設定し得ることとなるが、既存借地関係への心理的影響（知識の不足からくる借地人の不安感や、それに乗じた地主の高姿勢等）が生じることはないのか。</p> <p>3 定期借地権の導入により、新規借地契約における従来型の借地権は減少すると見られるが、このことをどう評価するか。従来型の借地権は、借地上の建物の存在がネットとなって地主と借地権者の利害調整が（借家関係と比較した場合においても）非常に困難であるが、このよう</p>			

な借地権は既存借地権に影響を及ぼさない形での現象をはかるべきであると考えるとすれば、定期借地権の導入による新規契約における従来型の借地権の減少はやむを得ないと考えて良いかどうか。

		四 自己借地権 土地所有者は、第三者と共にす る場合に限り、その土地につき借 地権を有することができる。
	なし	
特に問題はない。	地主が自分の所有する土地の上 に建てられた借地権付き分譲マン ションに入居する場合の権利関係 を簡素化するためのもので、特に 問題はないと考えられる。	定期借地権の導入はニーズに合 わせた新しい形のもので、ある程度は必要だが、すでに特約でこのような形が取られており、また、存続期間一〇～二〇年の事業用の定期借地権は、事業者にとって好ましいものではない。かつ、既存借地権が地主と借地人の力関係でなし崩し的に切り替えられていく危険もあり促進の立場を取るわけにいかない。

「要綱」	現行規定	検討課題	協議結果
<p>第二　　借家法関係</p> <p>一　　正当事由</p> <p>貸主は、正当事由がない限り、更新の拒絶等をすることはできない。</p> <p>正当事由の有無は、貸主、借主双方の建物使用の必要性のほか、建物の利用状況、建物の状況をも考慮して定められる。また、貸主が申し出た財産上の給付（立退料）も考慮される。</p>			
<p>貸主は、自ら建物を使用することを必要とする場合その他正当事由がある場合でなければ、更新の拒絶等をすることはできない。</p> <p>（弱い立場の借家人が保護されていたのは、その正当事由が狭義に解釈されたってきたからだ。その解釈を拡大しようという今回の改正要綱の次の諸点について検討する必要がある。）</p> <p>1　　借家法の中の正当事由に関する表現を変える目的は何か。たゞ単に従来の判決の流れをふまえただけならば、それをわざわざ書き込む必要はないのではないか。</p>			

再開発目的が更新拒絶の正当事由として認められやすくするために正当事由に関する表現を変えるということならば、そのことをどう評価するか。

一九八九年三月の法務省民事局参事官室の「借地法・借家法改正要綱試案」では、「正当事由の有無は、賃貸人及び賃借人が建物の使用を必要とする事情、賃貸借に関する従前の経過、建物の利用状況、建物の状況、建物の存する地域の状況その他一切の事情を考慮して定められるものとする」となっていたが、今回の要綱では、「建物の存する地域の状況その他一切の事情」が脱落しているが、このことをどう評価するか。

従来の裁判例でも、貸し側の困窮度が借り側の困窮度よりも著しい場合は、再開発目的も正当事由として認められているようであり、再開発目的が一切、正当事由として認められていなければないことにについて、どのように考えるか。

正当事由をこのように区分明示をし、契約更新拒否にいくたの道をあけることは、認められない。特に、「建物の利用状況」という場合、「建物の存する地域の状況」も含まれることになる立退料については明記されたこ

第三 その他 一 地代・借賃の増減の手續	「要綱」	現行規定	検討課題	協議結果
	<p>二 確定期限の借家の特例</p> <p>転勤等貸主がその建物を生活の本拠として使用することができない事情がある場合の賃貸借については、確定期限で借家権が消滅する旨の特約をすることができる。</p>	<p>なし</p> <p>ともあり、このことは借主の犠牲のもとに貸主の利益をはかり、地上げを促進することになる。</p>		
	<p>この規定が拡張解釈されて「転勤等貸主がその建物を生活の本拠として使用することができない事情がある場合」以外の場合に「確定期限の借家権」が設定されるおそれはないのか。もしも「確定期限の借家権」が広い範囲において設定されることになれば、新規契約における借家人の権利は大きく後退することになるが。</p>	<p>実際にこのような形が取り得るのか疑問である。また、事实上、「定期借家権」として拡張解釈、悪用されるおそれがある。しかし転勤等によるケースに対応しようということ 자체は悪いものではない。</p>		

---

1 地代・借賃の増減に関する事

件について訴えを提起しようとする者は、まず調停の申立をしなければならない。

2 調停委員会は、調停成立の見込みがない場合において、当事者間に調停委員会の定める調停条項に服する旨の書面による合意があるときは、申立てにより、適当な調停条項を定めることができることが

なし

---

1

「調停委員会の定める調停事項に服する旨の書面による合意」が、借り側の無知もしくは借り側の立場の弱さのために、借り側が貸し側や仲介者に「すべてまかせる」形で結ばれるおそれはないか。そうなれば、借り側の「裁判を受ける権利」を実質的に侵害することにならないか。

2 地代・借賃の増減の手続に関して調停前置主義を導入することと自体の妥当性はどうか。現行では家事事件（家庭に関する事件）に関して調停前置主義がとられており、これは家庭に関するプライバシーの保護という理由からも妥当性があるが、地代

「要綱」

現行規定

検討課題

協議結果

・借賃の増減に関してプライバシー保護は不要と思われるが。

〔注〕調停前置主義……民事訴訟

を起こす前に必ず調停の手続き

を経ねばならないとする主義

(調停先行主義ともいう)。

わが国では家庭調停にこの建て前をとるが、この場合でも調停を経ずに訴訟を起こしても不適法として却下するのではなく、受訴裁判所が家庭裁判所の調停に付することになっている。

調停委員の恣意により調停内容に偏りが生じたり、その調停内容が調停決裂後の裁判の判決に影響を与えるおそれがあり、あくまで両当事者の合意で調停に付するべきである。

裁判を受ける権利がある状態で自由意思で調停を選択するならともかく、調停をはじめから義務づけるのは問題である。調停に服する旨の合意については、本人の実質的な理解と了解がない状態で形式的になされる危険がある。

二 建物滅失の場合の借地権の対抗要件

借地権者は、借地上の登記のある建物が滅失した場合には、借地権の登記がなくとも、建物の表示、再築の予定等を掲示したときは、滅失の日から二年間は、その土地について権利を取得した第三者に借地権を対抗することができる。

		第四 経過措置 借地関係における更新に関する規定及び更新後の法律関係に関する規定は、正当事由に関する事項を除き、既存の借地権には適用しないこととするのが望ましいが、仮に適用する場合には、改正法施行後最初の更新については、正当事由に関する事項を除き、なお従前の例による。	なし
	(無関係)		特になし。
	借地関係における更新等に関する規定の既存借地関係への不適用は、法技術的には、あるいは実態的にはどの程度まで可能か（例えば永久に可能か）について明らかにするとともに、それを敢えてどの程度に留めるのが妥当であるかについて検討する必要がある。	問題はない。	

いずれにせよ、一本立ての時期はそう長く続かず一本化することになり借り側の権利が後退することになる。

# 住 宅 基 本 法 案 要 綱

## 第一 目的（第一条関係）

この法律は、住宅に関する政策の目標並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、その目標の達成を図るために講すべき住宅に関する施策の基本となる事項を定めることにより、住宅対策を総合的に推進し、もって国民生活の安定向上と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 第二 政策の目標（第二条関係）

住宅に関する政策の目標は、住宅が国民の生活の基盤であることにかんがみ、すべての国民が、国民経済の成長発展と社会性活動の進歩向上に即応して、家庭構成、世帯成長の各段階、地域の特性等に応じ、良好な居住環境の下で、適正な負担においてゆとりのある住生活を営むに足りる住宅を確保できるようになるとあるものとすること。

## 第三、国、地方公共団体及び国民の責務（第三条・第四条関係）

一 国は、第二の目標を達成するため、住宅に関する施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有すること。

二 地方公共団体は、第二の目標を達成するため、当該地域の自然的、社会的条件に応じた住宅に関する施策を策定し、及びこれを実施する責務を有すること。

三 国民は、自らの住生活の向上を図るとともに、国及び地方公共団体の住宅に関する施策に協力するよう努めなければならないこと。

## 第四 法制上の措置等（第五条関係）

政府は、住宅に関する施策を実施するため必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならないこと。

## 第五 調査の実施、年次報告等（第六条・第七条関係）

一 国及び地方公共団体は、住宅に関する施策の総合的かつ効率的な実施を図るために、国民の住生活の現況に関する調査を実施しなければならないこと。  
二 政府は、毎年、国会に、国民の住生活の現況及び住宅に関する講じた施策に関する報告並びに講じようとする基本的な施策を明らかにした文書を提出しなければならないこと。

## 第六 住生活の基準（第八条・第九条関係）

一 政府は、国民の住生活の向上を図るために、住宅政策審議会の意見を聴いて、国民がゆとりのある住生活を営むに足りるものとして、居住水準に関する基準及び居住環境の水準に関する基準並びに居住費の負担に関する基準を定め、かつ、これを公表しなければならないこと。

二 地方公共団体は、住民の住生活の向上を図るため、当該地域の自然的、社会的条件に応じ、一の政府が定める居住水準又は居住環境に関する水準の基準を超える基準を定めることができるること。

## 第七 住宅の供給に関する計画等（第十一条・第十五条関係）

一 政府は、国民の住生活の向上を図るために、住宅政策審議会の意見を聴いて、住宅の需要及び供給に関する長期見通しに即し、住宅の供給に関する基本方針（以

下「基本方針」という。)を定め、かつ、これを公表するものとすること。

二 都道府県は、住民の住生活の向上を図るため、基本方針を参照して、市町村と協議の上、五年ごとに、当該都道府県の住宅の供給に関する計画(以下「都道府県住宅供給五箇年計画」という。)を作成し、かつ、これを公表するものとすること。

三 都道府県は、都道府県住宅供給五箇年計画を作成する場合には、あらかじめ、当該計画の案を建設大臣に提出しなければならないこと。この場合において、建設大臣は、基本方針にのっとり、当該都道府県と協議の上、必要な調整を行うものとすること。

四 都道府県は、都道府県住宅供給五箇年計画を作成するに当たっては、住民その他の関係者の意見を反映させるものとす

六 建設大臣は、国民の住生活の向上を図るために、基本方針にのっとり、全国の都道府県住宅供給五箇年計画を参照して、

住宅政策審議会の意見を聴き、五年ごとに、国の住宅の供給に関する計画を作成し、かつ、これを公表するものとすること。

七 都道府県は、都道府県住宅供給五箇年計画を達成するため必要な事業の実施に関する計画を作成すること。

八 市町村は、都道府県住宅供給五箇年計画を達成するために行う事業について必要と認めるときは、当該事業の実施に関する計画を作成すること。

九 国は、地方公共団体に対し、都道府県住宅供給五箇年計画を達成するために行う事業の実施について、必要な資金の確保その他の援助を与えるものとすること。

第十 公共住宅の供給(第十六条第一項第一項)

一 国、地方公共団体等は、国民の住生活の向上を図るために、公共住宅(国、地方公共団体等が賃貸する住宅をいう。以下同じ。)の供給に努めるものとすること。

二 国は、公共住宅への入居を希望する者大半は、当該協議に係る都道府県に対し必要な助言又は指導を行うことができるこ

と。六 建設大臣は、国民の住生活の向上を図るために、基本方針にのっとり、全国の都道府県住宅供給五箇年計画を参照して、

住宅政策審議会の意見を聴き、五年ごとに、国の住宅の供給に関する計画を作成し、かつ、これを公表するものとすること。

第九 持家住宅の建設等の促進(第二十二条第一項)

一 国及び地方公共団体は、国民の住生活の向上を図るために、自ら居住するための住宅を建設、購入又は増改築する者に対して、長期かつ低利の資金の融通の措置、税制上の優遇措置その他必要な措置を講ずるものとすること。

二 国 地方公共団体は、国民の住宅の取得を促進するため、自ら居住するための住宅を必要とする者に対し、住宅を建設し、これを譲渡するよう努めるものとすること。

第十 民間賃貸住宅の供給の促進等(第二十条第一項)

一 国及び地方公共団体は、公共住宅以外の賃貸住宅の供給を促進するため、その供給を行う者に対し、長期かつ低利の資金の融通の措置、税制上の優遇措置その他必要な措置を講ずるものとすること。

三 公共住宅の家賃は、入居者の負担能力を考慮して定められなければならないこと。

四 国、地方公共団体等は、心身障害者等に対するには、公共住宅の供給及び入居者の選定について適切な配慮がなされるよう必要な措置を講じなければならないこと。

五 都道府県は、大都市地域等における住宅の円滑な供給を図るために、都道府県住宅供給五箇年計画を作成するに当たっては、あらかじめ、関係都道府県と協議を行うものとすること。この場合において、建設大臣は、当該協議に係る都道府県に対し必要な措置を講じなければならないこと。

二 国は、賃貸住宅に居住する者の地位及び賃貸住宅を供給する者の経営の安定を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

三 国及び地方公共団体は、国民の住生活の向上を図るため、公共住宅以外の賃貸住宅に居住する者が、第六の一の住居費の負担に関する基準を超えて家賃その他の負担をしている場合であって、その負担がやむを得ないものと認められるときには、その者に対し必要な援助を行うものとすること。

#### 第十一 勤労者のための住宅の供給の促進

(第二十八条関係)

一 国及び地方公共団体は、勤労者の住宅の取得を促進するため、勤労者のための住宅を供給する事業に対し、長期かつ低利の資金の融通の措置、税制上の優遇措置その他必要な措置を講ずるものとすること。

二 国は、勤労者の住生活の向上を図るため、勤労者のための住宅を供給する事業の実施に要する費用の一部を事業主が負担する措置を講ずるものとすること。

#### 第十二 関連公共施設の整備（第二十九条関係）

国及び地方公共団体は、住宅の供給を促進するため、住宅の建設又は宅地の開発に

条関係)

一 国及び地方公共団体は、住宅に関する公共施設の整備その他必要な措置を講ずるとともに、国は、これらの公共施設の整備に係る事業を行う地方公共団体等に対し、必要な資金の融通又はあっせんその他の援助を行うものとすること。

#### 第十三 環境改善の措置（第三十条・第三十一条）

国及び地方公共団体は、都市の環境の整備改善を図るため、都市再開発事業、改良住宅の建設その他必要な措置を講ずるものとすること。

#### 第十四 住宅の取引の公正の確保等（第三十一条・第三十四条）

一 国及び地方公共団体は、住宅の取引の公正を図るため、住宅の取引に関する事業の適正な運営を確保するため必要な措置、不当な住宅の取引に対する指導又は勧告の措置等を講ずるものとすること。

二 国及び地方公共団体は、住宅の建設及び宅地の開発を行う事業の適正化を図るため、優良な事業の認定の措置その他必要な措置を講ずるものとすること。

三 国及び地方公共団体は、住宅を購入する者の利益の保護を図るため、住宅の部品又は設備の性能を保証するため必要な措置を講ずるものとすること。

#### 第十五 行政機関等（第三十五条・第三十六条）

連合参議院の共同で参議院に提出された)

関連して必要となる道路、公園、下水道等の公共施設の整備その他必要な措置を講ずることとともに、国は、これらの公共施設の整備に係る事業を行つた行政組織の整備及び

合性を確保するように努めることとともに、総合的見地に立つた行政組織の整備及び行政運営の改善に努めるものとすること。

二 都道府県（指定都市を含む。）は、住民の住生活の向上を図るため、知識の普及、情報の提供等を行う住宅情報センターを設置するものとすること。

#### 第十六 住宅政策審議会（第三十七条・第三十八条関係）

建設省に、住宅政策審議会を置くこと。  
第十七 その他（第三十九条、附則第一項・第二項関係）

一 地方公共団体は、住民の住生活の向上を図るため、当該地域の自然的、社会的条件に応じた住宅に関する施策について必要な事項を条例で定めることができるること。

二 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において別に法律で定める日から施行すること。

三 この法律の施行に伴い必要な事項は、別に法律で定めること。

（住宅基本法案は三月二十八日、社会党と連合参議院の共同で参議院に提出された）

# 日本国との平和条約の規定に基づき日本の国籍を離脱するとされた者等についての出入国管理特別法（仮称）法律案要綱

## 第一 永住権を取得し得る者

次の各号の一に該当する者を永住権を取得し得る者として規定するものとする。

1. 昭和二十年八月十五日以前から確認申請時まで引き続き本邦に居住している者
2. 昭和二十年八月十五日以前から本邦に居住していた者で、同月十六日以後国籍国等に居住したが、昭和二十七年四月二十八日までの間に本邦に再び入国し、以後確認申請時まで引き続き本邦に居住しているもの。
3. 一に該当する者の直系卑俗として昭和二十七年四月二十八日以前から確認申請時まで又は出生後確認申請時まで引き続

## 第二 永住権の取得

第一の各号の一に該当する者は、本法施行の日から五年以内に（その者が本法

1. 特別再入国の許可
2. 法務大臣は、第二により永住権を取得した者が、本邦に再び入国する意図をもって出国しようとするときは、その者の申請に基づき特別再入国の許可（数次特別再入国の許可を含む。）を与えるものとする。

ただし、その者が次の事由に該当する

の確認をするものとする。

三 二の確認を受けた者は、本邦に永住するとのできる在留資格（以下永住権といふ。）を取得するものとする。

## 第三 退去強制

1. 第二により永住権を取得した者については、出入国管理及び難民認定法第二十四条の規定による退去強制は、その者がこの法律の施行の日以後の行為により、

き本邦に居住している者（ただし、本法施行の日から五年を経過した後に出生した者にあっては、第2「永住権の取得」により永住権を取得している者の子として出生した者に限る。）（本号の適用に当たっては、一中「確認申請時」とあるのは、「確認申請時、その者の死亡時又はその直系卑俗の出生時」と読み替えるものとする。）

2. 法務大臣は、第二により永住権を取得した者が退去強制事由に該当する場合でも、その者に対し、特別に在留を許可することができるものとする。

## 第四 再入国

1. 特別再入国の許可
2. 法務大臣は、第二により永住権を取得した者が、本邦に再び入国する意図をもって出国しようとするときは、その者の申請に基づき特別再入国の許可（数次特別再入国の許可を含む。）を与えるものとする。
3. 法務大臣は、一の申請をした者が、第一の各号の一に該当するときは、その旨

場合には、特別再入国の許可をしないことができるものとする。

1 死刑、無期若しくは長期二年以上の刑に当たる罪につき訴追されている者

又はこれらの罪を犯した疑いにより逮補状、勾引状、勾留状若しくは鑑定留置状が発せられている旨が関係機関から法務大臣に通報されている者

2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

3 法務大臣において、明らかに本邦に永住する意思がないと認めるに足りる相当の理由がある者

## 二 特別再入国の有効期間等

1 特別再入国の有効期間は五年

間とし、法務大臣は、その者の申請に基づき一回に限り、当該許可の有効期間の五年間の延長を許可するものとする。

ただし、その者が、一の各号の一に該当する者であることが特別再入国の許可後に判明した場合又は特別再入国

の許可後に一の各号の一に該当するに至った場合においては、有効期間の延長を許可しないことができるものとする。

2 特別再入国の許可の有効期間の延長の事務は、日本国領事官等に委任するものとする。

## 三 上陸に係わる特例

本邦に上陸しようとする外国人が、特別再入国の許可を受けている場合については、出入国管理及び難民認定法第五条〔上陸の拒否〕の規定を適用しないものとする。

## 四 特別再入国の許可の取消

区別再入国の許可を受けている者が、一の各号の一に該当することが当該許可後に判明した場合又は当該許可後に一の各号の一に該当するに至った場合には、その者が本邦にある間ににおいて、当該許可を取り消すことができるものとする。

## 第五 出入国管理及び難民認定法の適用

第一の永住権を取得している者の出入国及び在留については、この法律に特別の規定があるもののほか、出入国管理及び難民認定法によるものとする。



## 編集後記

都議選、参院選、衆院選とつづいた社党圧勝の延長線上で待望された首都決戦は「供託金没収」という史上空前の惨敗で幕を閉じた。海外の在京特派員は「北海道や福岡と同じ党がやっているとはとても信じられない」と語るよう、その深刻な差は計数に表せないほど大きい。「日本に政党政治は未だ定着していない証明では……」とも彼は分析している。とにかく共産党以下に信頼度を落してしまったのである▼また、今回の首都決戦でのもう一つの失態は、マスコミの報道態度である。いくつかあるがその一つは「豪華厅舎」問題だ。マスコミは昨秋早々から年末にかけて「タックス・タワー」とか「チャウシェスク宮殿」とか激しい批判キャンペーンを開催した。ところが剛腕・小沢自民党と磯村候補が出現するや、豪華厅舎は一挙に鎮静してゆき、鈴木候補に同情する文脈のなかで、「世界の東京なのだからあの程度なら豪華ではない」という一八〇度転換した論調に変わったのである。さらに「いかに健康であっても八〇歳ペーンとワニセットだった「老人批判」も全面的に撤退してしまった。記者も人の子であ

り、情けに動かされることはむしろ自然かも知れないが、それにしてもこの変節ぶりには驚く。これも野党第一党の惨敗と同様にこの「誤報」も「史上空前」だろう▼ここで意地悪い予想をしてみたい。仮にこの決戦が自民の鈴木候補対革新のX候補の対決になつたとする。おそらく朝日をはじめマスコミは、投票直前まで「豪華厅舎」と「八〇歳」を選挙報道の主軸に据えられたのではないかろうか。こうした仮定の話でなくとも、今回の都知事選ほど「マスコミ誘導世論形成」選挙は珍しい▼最後に、改めて真実の報道について質したいのは、永久に残る新聞（縮刷版等も含め）に「超豪華新都厅舎」云々という活字と同じ新聞（社）にそれを打ち消した活字が保存されるのだが、このままやむやにしてよいのだろうかということである。マスコミは一つの歴史的、都民的、あるいは国民的建築物に対して、時の感情論で軽薄安易に断定的論評を下しながら、また否定しながら疾風の如く口拭つて走り去つていくことは許されない。したがって、新都厅舎問題は戦い終わつて改めてマスコミ自身が静かに検証すべきであろう▼筆者は、かつて地方で記者の経験を持つと同時に、美濃部都政を二期一二年間担当した立場から新都厅舎に対しても、「極めて不合理なパブリックセンター」であると断定したい。

(S)

### 政策資料編集委員会

委員長	伊藤茂
編集委員	松前仰
	温井寛
	佐藤敬治
	水田稔
	佐藤三吾
	山本正和
	田中恒利
	村山富市
	川那辺博
	押田三郎
	佐間田勝美
	浜谷惇
	早川幸彦
	石田好数
兼事務局長	渡辺博
会計監査	佐藤敬治
	柏谷照美

### 「政策資料」 購読料のお知らせ

定期一部 三〇〇円

送料一部 五一円

年間購読料 四二〇〇円（前納）

ご送金は左記へお願いいたします。

郵便振替 東京8-80821

又は  
大和銀行 衆議院支店

普通 203888

日本社会党政策審議会

## 日本社会党政策審議会編

# 日本社会党政策資料集成

### 発刊にあたつて

このたび発刊されました「日本社会党政策資料集成」は、貴重な参考資料になるものと確信いたしております。本書は結党以来の主要な政策を網羅しており、この一冊でわが国の戦後政治史のポイントが分かるだけでなく、連合政権を展望する21世紀への問題提起ともなっております。

本書が広く各界の皆さんに読まれ、資料として、また、座右の書として活用されるように心からお願いいたします。

日本社会党中央執行委員長 土井たか子

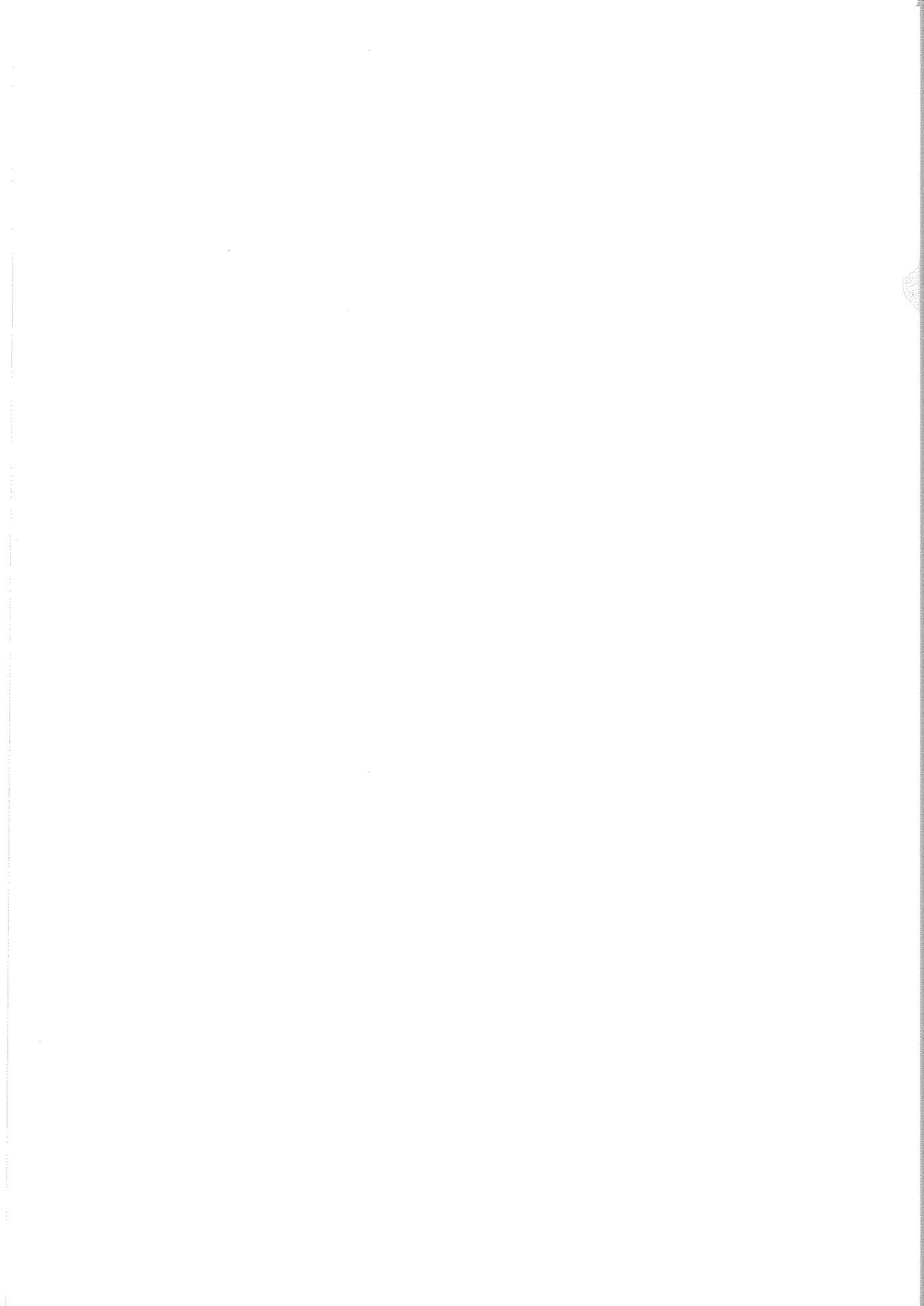
### 特色

- 社会党の主要政策を網羅した政策資料集成
- 日本の戦後政治史への貴重な資料集
- 政策形成の実績からみた日本社会党史
- 連合政権を展望する21世紀への問題提起

#### 申し込み方法

電話かハガキで左記へ  
〒100 東京都千代田区永田町一一八一  
「社会新報」営業管理部資料集成係  
電話〇三一三五九二一七五一五

定 体 発 行  
価 格  
日本社会党中央本部機関紙局  
B5判上製本化粧函入一冊600頁  
六、000円（内税）送料六〇円



# **POLICY AND LEGISLATION**

## **SEISAKU SIRYŌ**

---

May 1991

No. 296

---

Foreword; Kohsuke UEHARA, Vice-chairman of the Policy Board

Special ; The Policies and Statements for the United Local  
Election Campaign

### Documents

The Revised Bill of the Anti-Trust Law Proposed by SDPJ

The Bill of Rational Waste Disposal Proposed by SDPJ

The SDPJ's Attitude concerning the Revised Bill of the Land and Housing

Lease Law Proposed by the Government

The Housing Basic Bill Proposed by SDPJ

Others

---

PUBLISHED BY POLICY BOARD  
THE SOCIAL DEMOCRATIC PARTY OF JAPAN

First Members Office Bldg., the House of Representatives  
2-1, Nagata-cho 2-chome. Chiyoda-ku, Tokyo, Japan  
Phone(03)3581-5111 Ext.3886~7 Fax(03)3502-5857

### 政策資料 5月号

---

編集人 政策資料編集委員会

発行人 伊藤茂

発行 日本社会党政策審議会

〒100 東京都千代田区永田町2-2-1

衆議院第一議員会館

電話 03(3581) 5111 内線3886~7

FAX 03(3502) 5857

---

定価300円 (送料51円)